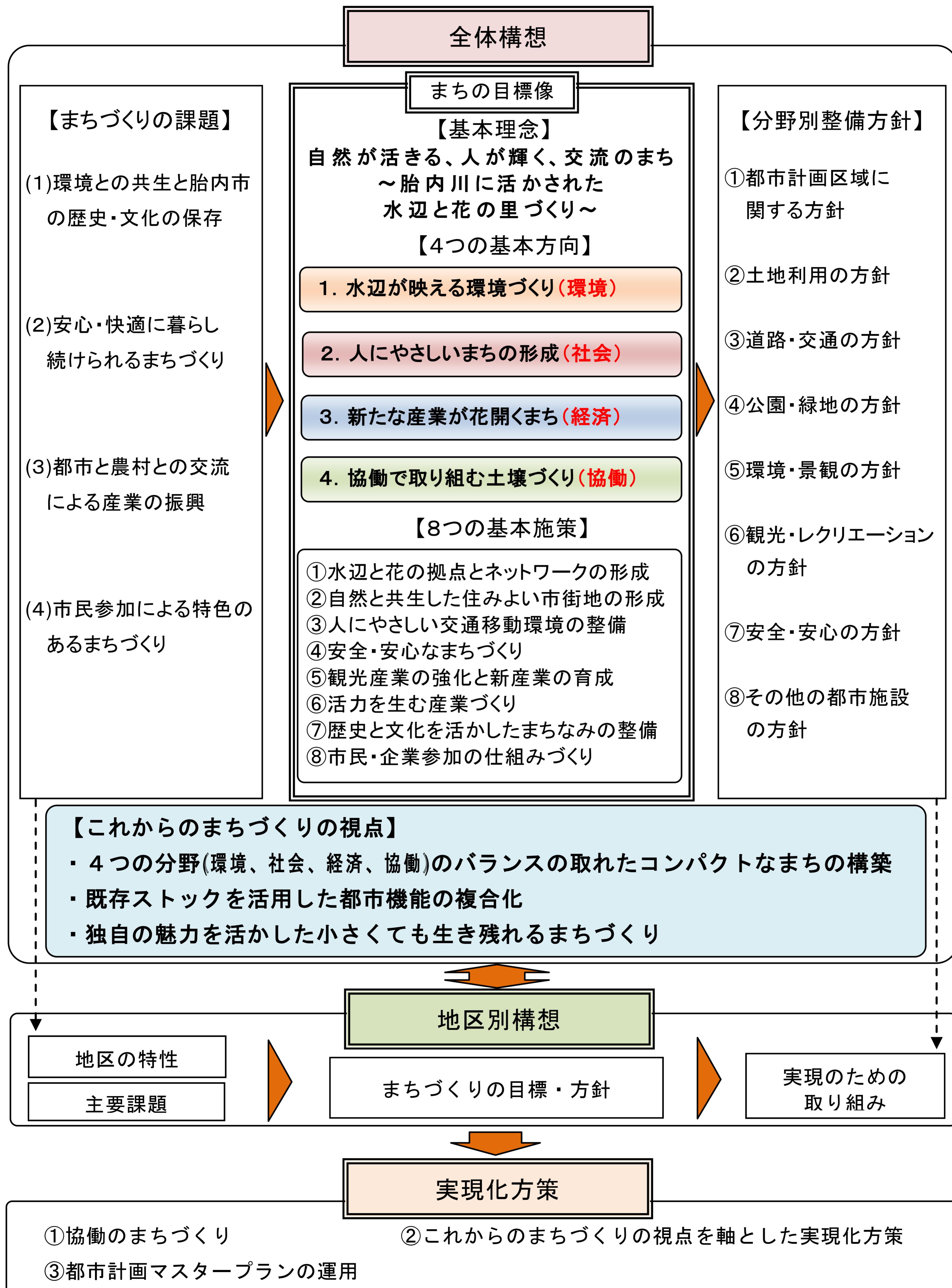


## 第4章 実現化方策

### 1. 実現化方策とは

実現化方策は、全体構想や地区別構想に示した将来像を実現するために必要な協働のまちづくりの役割分担やその進め方、事業の推進スケジュール等を示すものです。



## 2. 協働のまちづくり

これからまちづくりの視点でまちづくりを推進するためには、市民、企業、行政が連携し、役割と責任を持ちながら取り組むことが求められています。

### (1) 協働のまちづくりの課題

市民アンケート調査では、「住民と行政が協働できる仕組みをつくるべきである」との回答が圧倒的に多く、行政だけでなく市民や企業等全ての主体が課題と目標を共有し、それぞれの役割分担に応じてまちづくりを進めることができます。

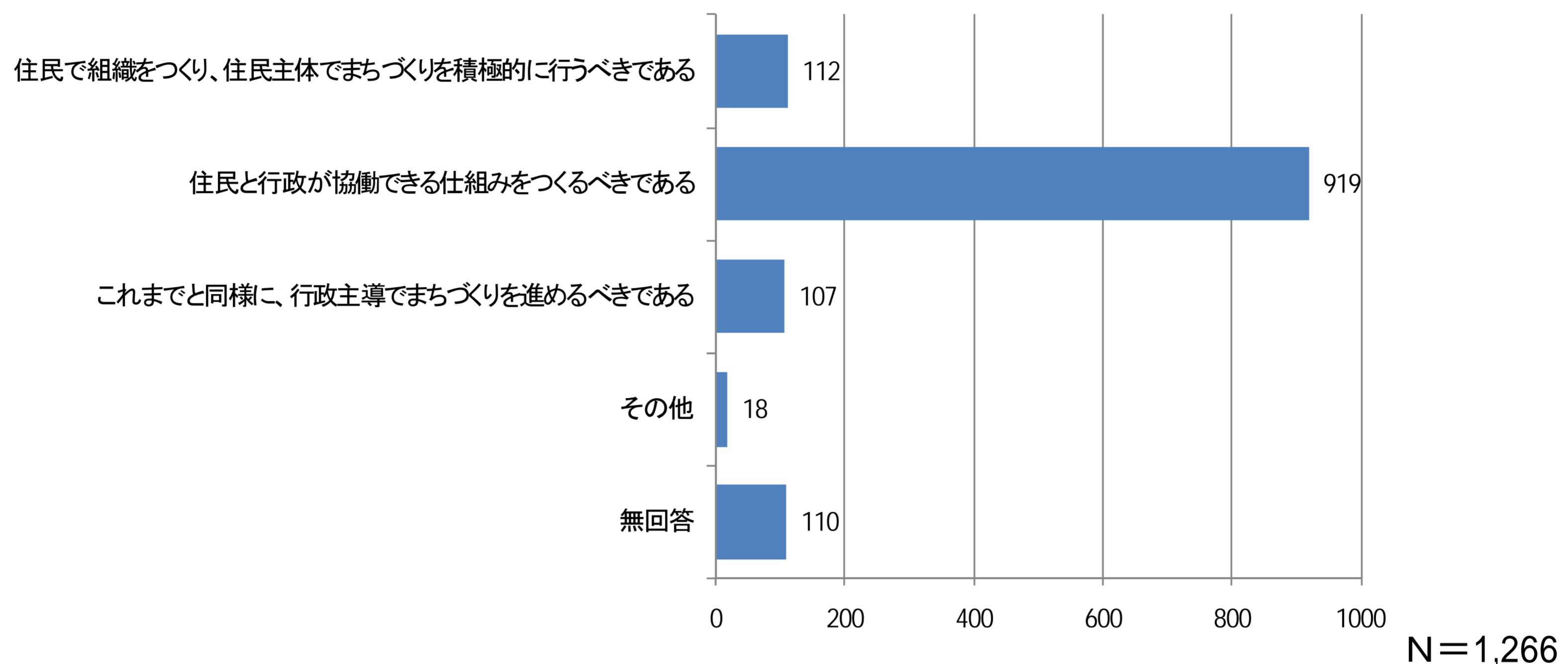


図 4-1 まちづくりへの住民参加(市民アンケート調査)

(市民アンケート調査について)

・配付・回収時期:平成 21 年 12 月 22 日～平成 22 年 1 月 8 日  
・配付数:3,000 枚、回収数:1,266 枚、回収率:42%

### (2) 基本的な方向

実現化方策の基本的な方向は、8つの基本施策の「⑧市民・企業参加の仕組みづくり」とともにまちづくりの実現化を進めます。

### (3) 役割分担

#### 1) 市民の役割

今後は、人口減少、高齢化といった社会情勢の変化が進展し、公共交通や福祉などの社会サービスの継続が困難となったり、これまで以上にきめ細かな対応が必要とされます。市民は、社会サービスの維持や多様なニーズへの対応のため、地域や生活に密着した視点からまちづくりの主役として、積極的にまちづくりに参加することが必要です。

#### 2) 企業の役割

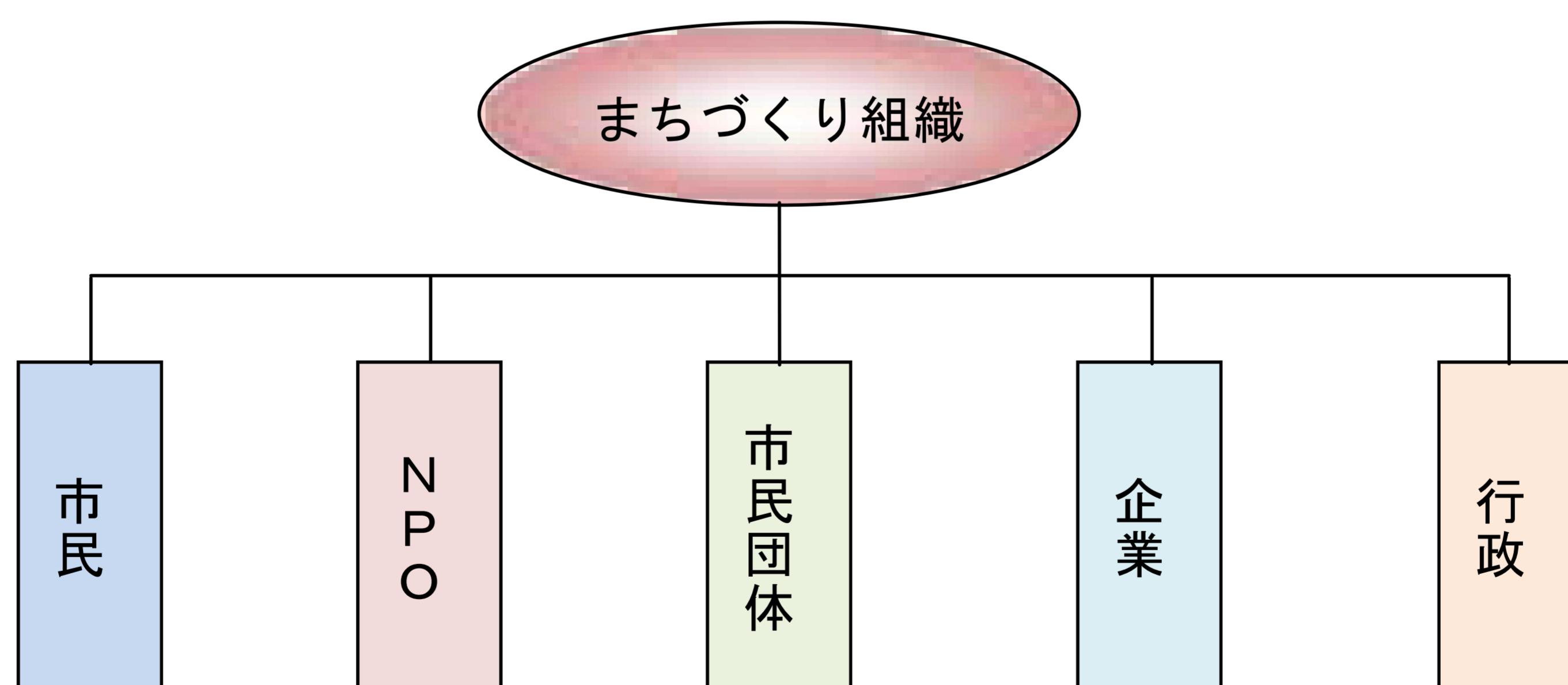
企業は、まちづくりを担う一員であることを認識し、周辺の環境や調和に配慮しながら、事業を継続するとともに地域経済の活性化に積極的に貢献することが求められています。また、市民とともに地域活動やまちづくりへの参加も必要です。

#### 3) 行政の役割

行政は、都市整備の推進にあたり、総合的かつ計画的に各種事業の推進や調整を図る必要があります。また、協働によるまちづくりを進めるため、情報発信を積極的に行うとともに、組織や人材の育成及び活動に対する支援の仕組みづくりが必要となってきます。

### (4) まちづくり組織の構築

各組織が単独で活動を行うことは、活動が分散しエネルギーが大きいため各組織を束ねエネルギーを同一方向にむけるプラットホームと成り得る組織作りを進めます。また、市民や企業が主体となってまちづくりを促進出来るように、まちづくり組織の支援やリーダーとなる人材育成を進める必要があります。



## (5) まちづくりの手法

協働によるまちづくりを進めるためには、市民・企業等が主体となった都市計画提案制度や新たな公による地域（コミュニティ）づくりの活用が期待されます。また、行政は関係機関との調整や都市計画法などによる規制・誘導の運用を図り、総合的なまちづくりを進めます。

### 1) 都市計画提案制度

都市計画提案制度は、地域住民等のまちづくりの動きを都市計画に積極的に取り込むことを目的として創設されました。一定の要件を満たす場合には、土地所有者、まちづくりNPO、まちづくり協議会等は地方公共団体に対して、都市計画の提案を行うことができます。

#### (提案の要件)

- ①一定の面積以上の一体的な区域(0.5ha以上)
- ②都市計画マスタープランなど都市計画に関する法令上の基準に適合
- ③土地所有者等の3分の2以上の同意

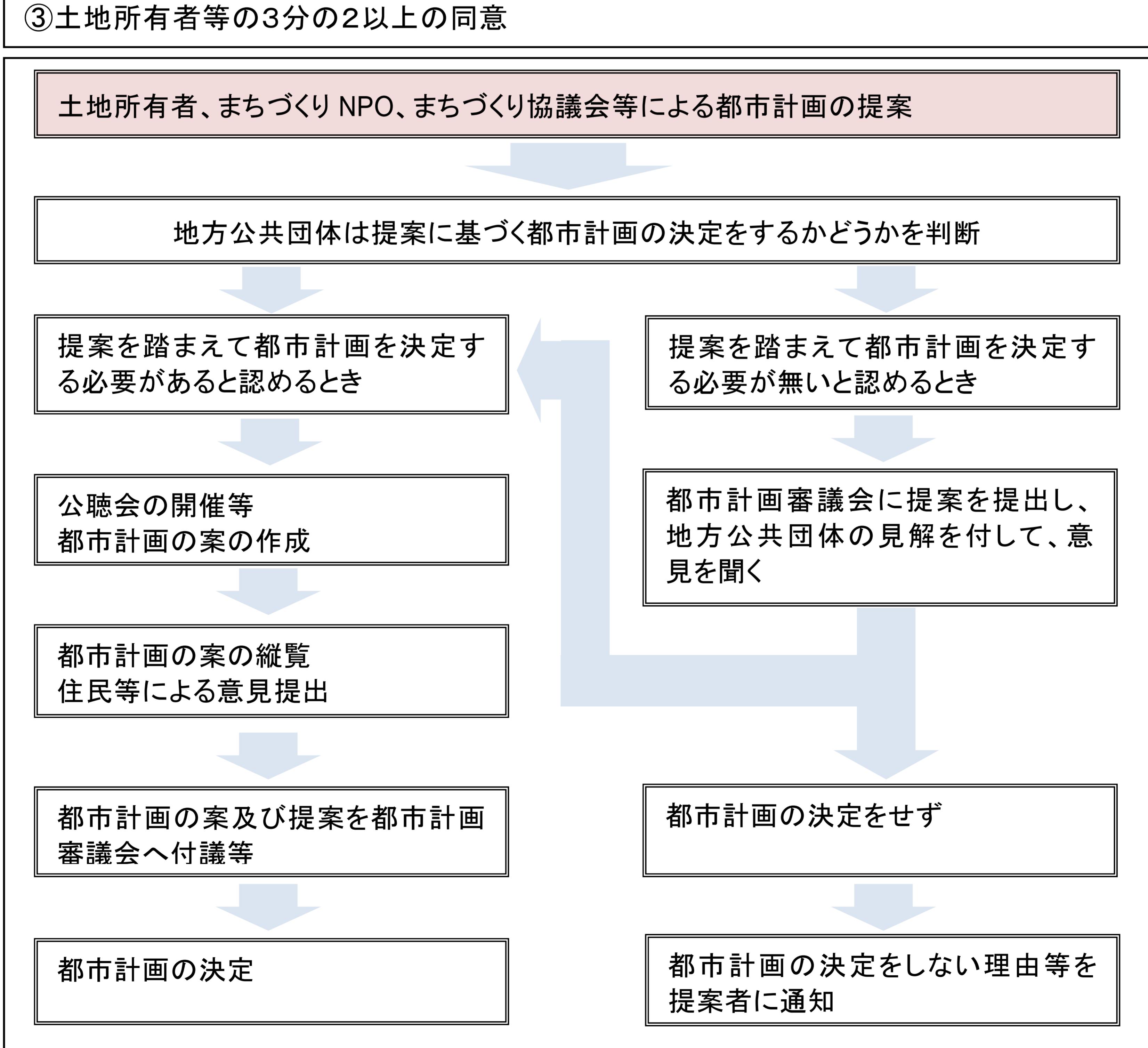


図 4-2 都市計画提案の基本フロー

出典：国土交通省 HP

## ■都市計画提案制度の事例「福井新聞社提供」2010年11月12日

福井市都市計画審議会は12日市役所で開かれ、2002年に改正した都市計画法に基づく住民による都市計画提案制度の福井県内適用第1号として、同市渕4丁目の旧至民中跡地の都市計画用途地域の変更を了承した。

同制度は、特定の要件を満たす土地で地権者の3分の2以上の同意などがあれば、住民の主体的な都市計画への参画が認められる。

同跡地約2・1ヘクタールは現在、北側に位置する校舎を市文化財保護センターや児童クラブとして使用、体育館は市体育館の代替施設として活用している。南側の校庭跡地は体育館の駐車場。短冊状の土地が多数含まれ個別の土地利用が困難な状況となっていることから、地権者の発意で、土地の一体的かつ継続的な有効利用を目指し用途変更する。

地権者45人全員が同意し、第一種住居地域から近隣商業地域に用途を変更。建設できる店舗の規模や用途制限が緩和される。結婚式場の誘致をにらんでいる。

併せて、適正な都市機能を配置し良好な住環境を維持・形成するため、大規模集客施設の立地や、建築物の高さやデザインの制限を定めた。

また2007年に策定された「市身近なまちづくり推進条例」に基づき住民主体のまちづくりを進める同市経田2丁目的一部約4・7ヘクタールについて、建築物の用途制限などを定めた地区計画を認めた。

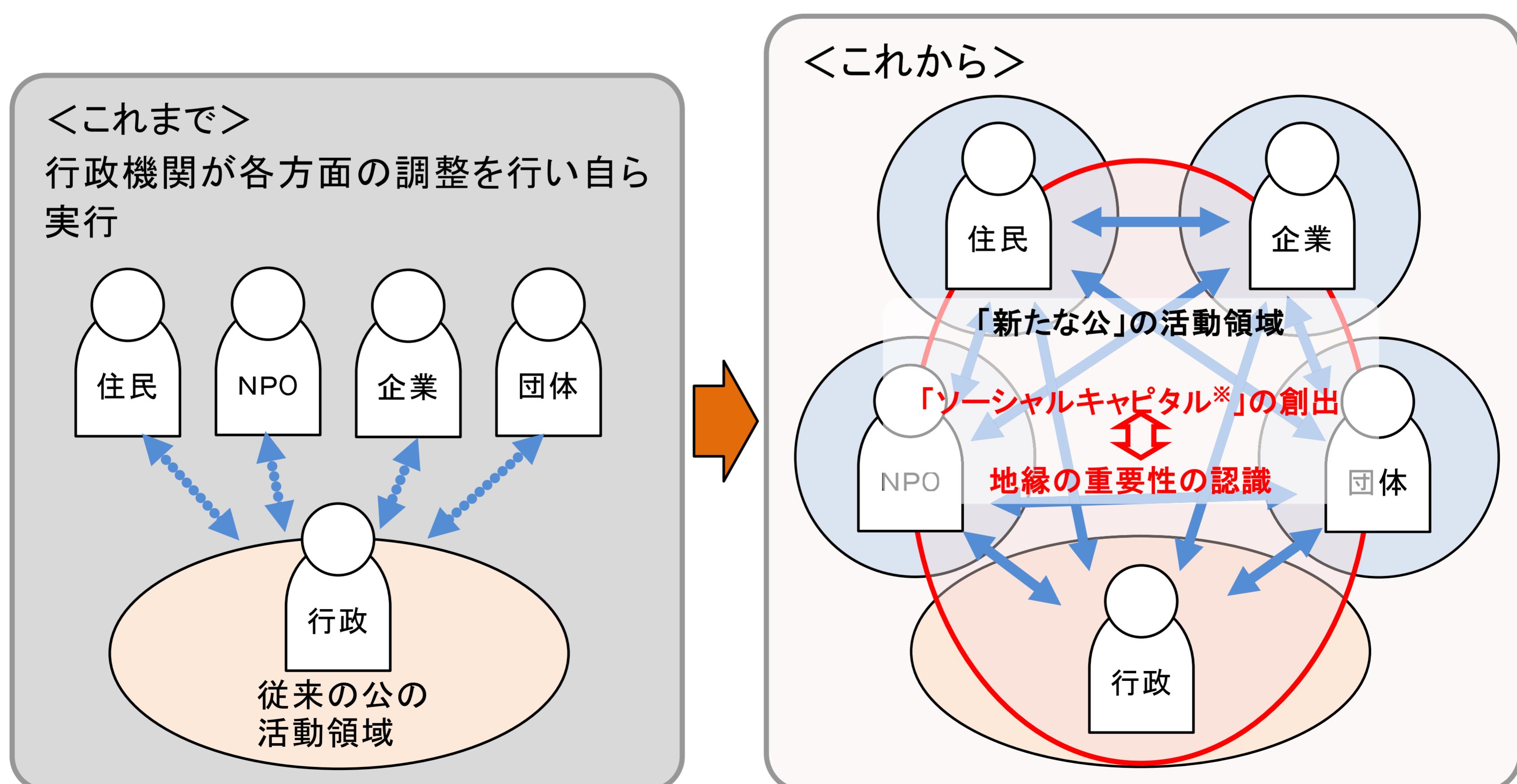


写真 4-1 都市計画提案制度の県内適用第1号として用途地域を変更する旧至民中跡地=12日、福井県福井市渕4丁目

## 2) 「新たな公」による地域（コミュニティ）づくり

「新たな公」による地域（コミュニティ）づくりとは、「新たな公」が地域住民の生活を支え地域活力を維持する機能を果たしていくもので、例えば居住環境整備、環境保全、国土基盤のマネジメント、防犯・防災対策、子育て支援、高齢者福祉、地域交通の確保など地域における広汎な課題に適しています。これからは、人々が持つ信頼関係の維持・創出として、地縁の重要性を認識する必要があります。

※ソーシャルキャピタル：人々が持つ信頼関係や人間関係（社会的ネットワーク）



資料：国土交通省 HP に一部加筆

### 3) 都市計画法等による規制誘導や事業によるまちづくり

胎内市都市計画マスタープランに示された、まちの目標像を実現するための主な手法として、都市計画法等による規制誘導や事業があります。これらを適正に運用し総合的なまちづくりを進めます。

次に主な手法を示します。

表 4-1 都市計画（まちづくり）の主な手法

都市計画の機能		主な内容
規制誘導手法	都市計画法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・用途地域</li> <li>・地区計画</li> <li>・開発許可制度</li> <li>・都市計画提案制度</li> </ul>
	建築基準法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築協定</li> </ul>
	景観法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観地区</li> <li>・景観協定</li> </ul>
	都市緑地法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑地協定</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「新たな公」による地域（コミュニティ）づくり</li> </ul>
事業手法	市街地開発事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地区画整理事業</li> <li>・市街地再開発事業</li> </ul>
	都市施設整備事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路事業</li> <li>・街路事業</li> <li>・都市公園事業</li> <li>・下水道事業等</li> </ul>
	その他事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会資本整備総合交付金事業</li> </ul>

### 3. これからのまちづくりの視点を軸とした実現化方策

まちの目標像で示した4つの基本方向や8つの基本施策、分野別整備方針で示した各方針については、計画的・戦略的に取り組む必要があります。また、これからのまちづくりの視点で都市整備を進めることが重要であるため、次に具体方策を示します。

#### 【これからのまちづくりの視点】

- ・4つの分野(環境、社会、経済、協働)のバランスの取れたコンパクトなまちの構築
- ・既存ストックを活用した都市機能の複合化
- ・独自の魅力を活かした小さくても生き残れるまちづくり

#### (1) 4つの分野のバランスの取れたコンパクトなまちの構築

近年取り組んだ計画の到達点を整理するとともに、主要プロジェクトの期間や主体を設定し計画的にまちづくりを進めます。

##### 1) 主要プロジェクトプログラム

これまで胎内市で検討してきた関連プロジェクトを踏まえ、環境、社会、経済、協働の各分野の主要プロジェクトのプログラムを次に示します。

①短期・・・短期は、1, 2年程度で実施を行う事業とします。市民は、住みよいまちづくり環境整備に取り組みます。企業は、まちづくりに積極的に参加します。行政は、その環境整備や企業の参加を積極的に後押しする支援を進めます。

②中期・・・中期は、5年程度で実施を行う事業とします。中条駅西口広場整備等まちの顔となる交流拠点整備や水辺を活かした個性あるまちづくりを進めます。

③長期・・・長期は、10年から20年程度に実施を行う事業とします。個性あるまちづくりの充実とともに継続的に地域の魅力を高めるまちづくりを進めます。

表 4-2 主要プロジェクトのプログラム（太字は、リーディングプロジェクト）

分野	主要プロジェクト	短期	中期	長期	事業主体
①水辺が映える 環境づくり  <b>(環境)</b>	<b>水辺を活かしたまちづくり</b> (水辺散策ルート・歴史景観ルートの整備、 景観計画の策定)				市民・行政
	シンボルである胎内川の環境整備 (胎内川リバーサイドパーク整備事業)				行政
②人にやさしい まちの形成  <b>(社会)</b>	都市計画区域の変更 (黒川地区の都市計画区域の変更)				行政
	長期末着手道路の見直し(都市計画道路) (20年以上未着手となっている道路の見直し)				行政
	地域の生活に配慮したまちづくり (通学路等のアクセス路における安全な道路整備)				行政
	<b>交流拠点の充実①</b> (中条駅西口広場整備)				行政
	東西を結ぶ道路の整備 (都市計画道路西町線の整備)				行政
	コンパクトなまちづくりの推進 (中条駅西側の遊休地の面的整備)				市民・行政
	<b>交流拠点の充実②</b> (関沢地区周辺での交流拠点整備事業)				行政
③新たな産業が 花開くまち  <b>(経済)</b>	風力発電の導入事業 (築地地区海岸線での風力発電施設の設置)				企業
	デマンドタクシーと連携した中心商店街活性化 (商店街活性化事業計画等の策定)				市民・企業 ・行政
	循環型社会の形成 (工業団地を利用した有機資源循環の構築)				市民・企業 ・行政
	観光の活性化(公共交通の充実、案内サインの充 実、胎内リゾートへのメインルート整備・乙宝寺門前 通りの歩行者空間整備等)				市民・企業 ・行政
④協働で取り組 む土壤づくり  <b>(協働)</b>	まちづくり組織(仮称)「のれんす」の結成 (山裾・まちなか・海辺エリア)				市民・企業 ・行政
	人材育成 (まちなか・歴史・水辺・自然案内人の育成)				市民・行政
	胎内市の魅力向上 (花いっぱい運動等の推進)				市民・企業 ・行政
	他流域圏との連携等 (周辺市町村や都市部との連携・交流)				市民・企業 ・行政

\*リーディングプロジェクト:地区の重要な課題に対して、優先的に行うプロジェクトです。

## 2) 関連プロジェクト

次に、近年取り組んだ関連プロジェクトを示します。

### ①全国都市再生モデル調査（平成 20 年 3 月：胎内市）

この調査における交通拠点整備の検討では、鉄道で地理的に分断された東西の連携を図るため、中条駅東側からの自由通路や駅前広場、商業施設等の配置、日本海側で起こる冬期間の風による影響を考慮し検討を行いました。

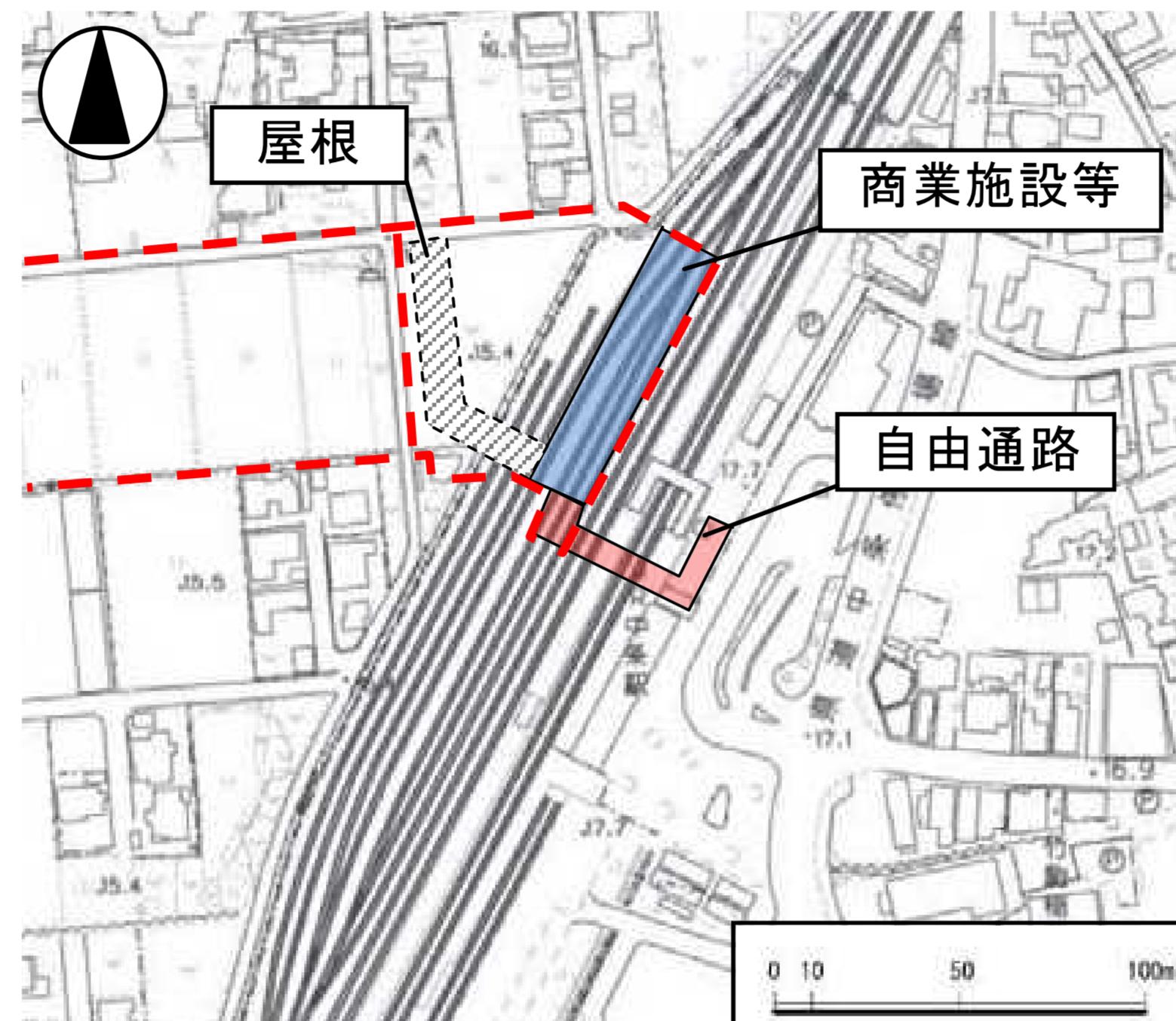


図4-4中条駅西口広場検討図

### ②胎内市地域公共交通総合連携計画（平成 22 年 4 月現在：胎内市）

この計画では、利用者が少なく効率化が求められていた路線バスに替わる公共交通として、高齢者が利用しやすいデマンドタクシーの導入について検討を行いました。

デマンドタクシーは、平成 21 年 4 月に導入されました。

#### 【基本方針】

胎内市全域を対象とし、路線バスに替わる公共交通として、デマンドタクシーを運行し、  
対象者（高齢者、通学者、観光客）を明確にした利用しやすい公共交通の整備を図る

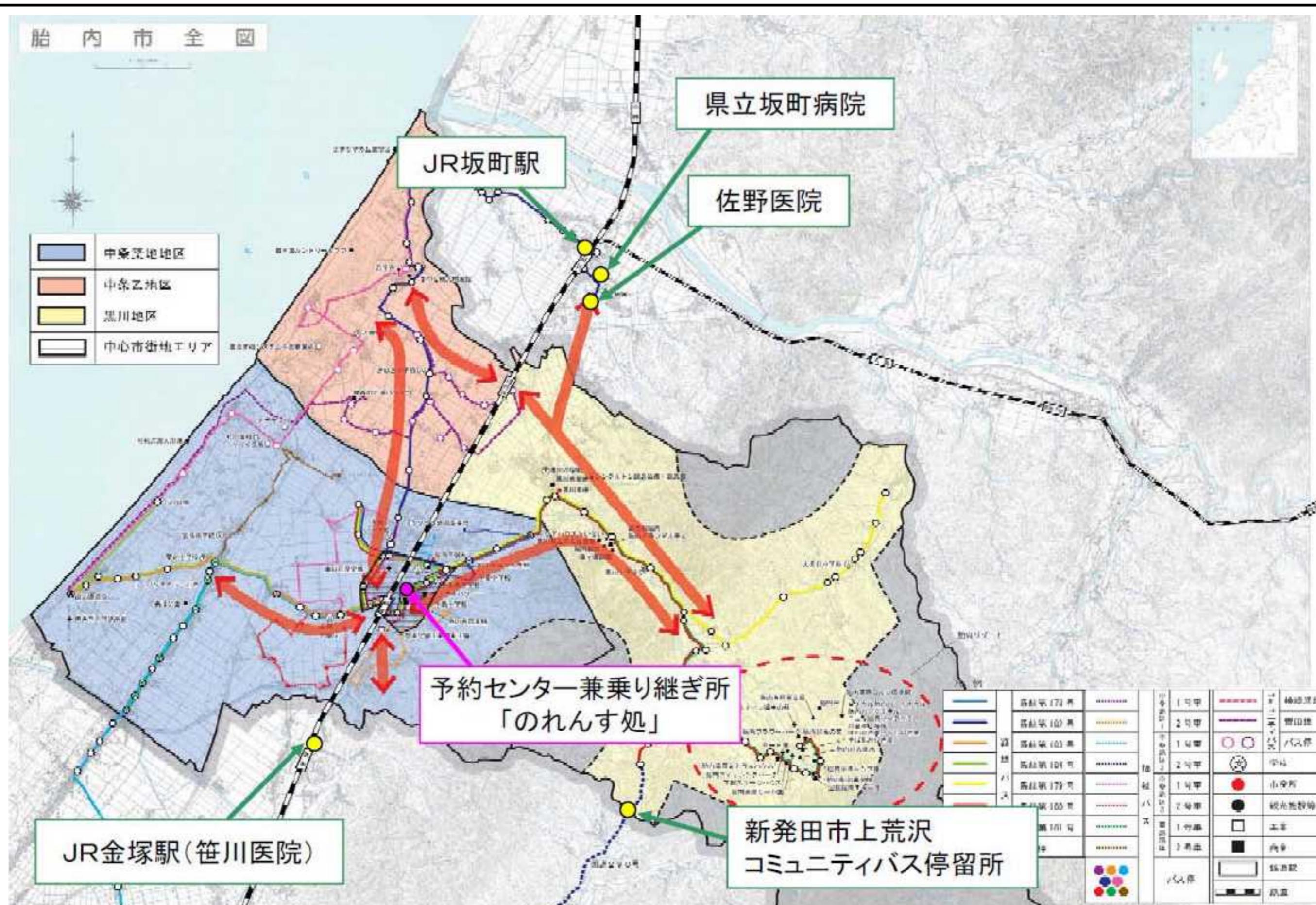


図4-5デマンドタクシーの運行エリア図

### ③平成 21 年度地方の元気再生事業（平成 22 年 3 月：胎内市、国土交通省北陸信越運輸局）

この事業では、まちづくり組織の構築を目標に山裾、まちなか、海辺の各エリアで地域の魅力の入った手作り案内マップや案内標識の作成を行い、実際に案内マップを活用し胎内の魅力を伝える観光案内ツアーを実施しました。事業最後のシンポジウムでは、今後もこれらの活動を継続したいとの要望がありました。



図4-6案内チラシ

### ④胎内リゾート活性化アクションプラン（平成 21 年 3 月：胎内市）

胎内市では平成 21 年 3 月に、胎内リゾートの再生・活性化に向け、胎内リゾート活性化アクションプランを策定し、ロイヤル胎内パークホテルの収支改善やリゾート全体としての集客力の向上、新たな運営組織の立ち上げ、運営の安定化の取り組みを行っています。

表 4-3 基本施策の具体的展開

基本施策	展開策
基本施策①： 消費者指向の把握と対応	来訪者満足度把握システムの整備
	消費者ニーズの把握
	情報共有の仕組みづくり
基本施策②： 地域資源を最大限に活用した体験プログラムの創出	着地型旅行商品造成担当者の設置・育成
	体験型プログラムを実施できる人材（ガイド）の育成
	体験型プログラムの宣伝強化
	イベント実施計画の立案
基本施策③： 徹底した地場産品利用を可能にする仕組みづくり	地場産品の需要と供給をマネジメントする仕組みづくり
	地場産品を活用した「料理」の提供の推進
	地場産品を利用した「加工品」の使用の推進
基本施策④： リゾートエリアとしての空間の魅力向上	リゾートエリア周辺の空間整備
	樽ヶ橋エリアの空間整備
	胎内平エリアの空間整備
基本施策⑤： 営業力の強化	ホームページのリニューアルの実施
	各種プロモーション活動の実施
	胎内リゾートの宣伝・紹介ツールの作成
	胎内リゾートの会員制度の創設
基本施策⑥： エリア全体でのホスピタリティの向上	各施設従業員に対する研修等の実施
	胎内リゾートビジターセンターの設置
基本施策⑦： エリア全体をマネジメントする組織づくり	新たな運営組織の設立
	市民参画の推進
	広域連携の推進

## (2) 既存ストックを活用した都市機能の複合化

今後まちづくりを進めるにあたり、厳しい財政状況下の実施が予想され、優先順位を付け重要な事業から実施していくことが必要です。

また、これまでの高度経済成長の時期には、相当量の社会資本整備が行われ、市民の生活を豊かにしてきました。

今後は、これまで蓄積されてきた社会資本を有効に活用するため、施設等の維持管理コストや老朽化、安全性等を正確に把握するとともに利用者のニーズに適合しているのかを検証し、有効な活用方策を検討する必要があります。

- ・中条駅西口広場整備にあわせた、居住機能や医療保健福祉機能との連携
- ・中心市街地の商業施設や居住機能の有効活用
- ・統合された小学校を地域拠点として活用
- ・公共施設を複合化・統合化することで効率的な施設とする
- ・道路・公園・下水道等基盤整備がある程度進んだ市街地への住宅や施設の立地誘導

### (3) 独自の魅力を活かした小さくても生き残れるまちづくり

胎内市は、豊富な地域資源が存在します。今後は、これらの地域資源を今まで以上に活かすとともに新たな観光資源を発掘し、PRすることで都市部からの観光客を呼び込み経済的に自立したまちづくりを目指していきます。

#### ～胎内川に活かされた水辺と花の里づくり～ 自然が生きる、人が輝く、交流のまち

##### 1) 水辺を活かしたまちづくり（水路整備とまちなか活性化構想モデルプラン：H21年度地方の元気再生事業より抜粋）

まちなかエリアでは、柴橋川の水辺（水路軸）や歴史的な建造物が立地する通り（歴史軸）、中心軸の整備を行い、水辺や歴史資源を活かした魅力あるまちづくりを目指します。

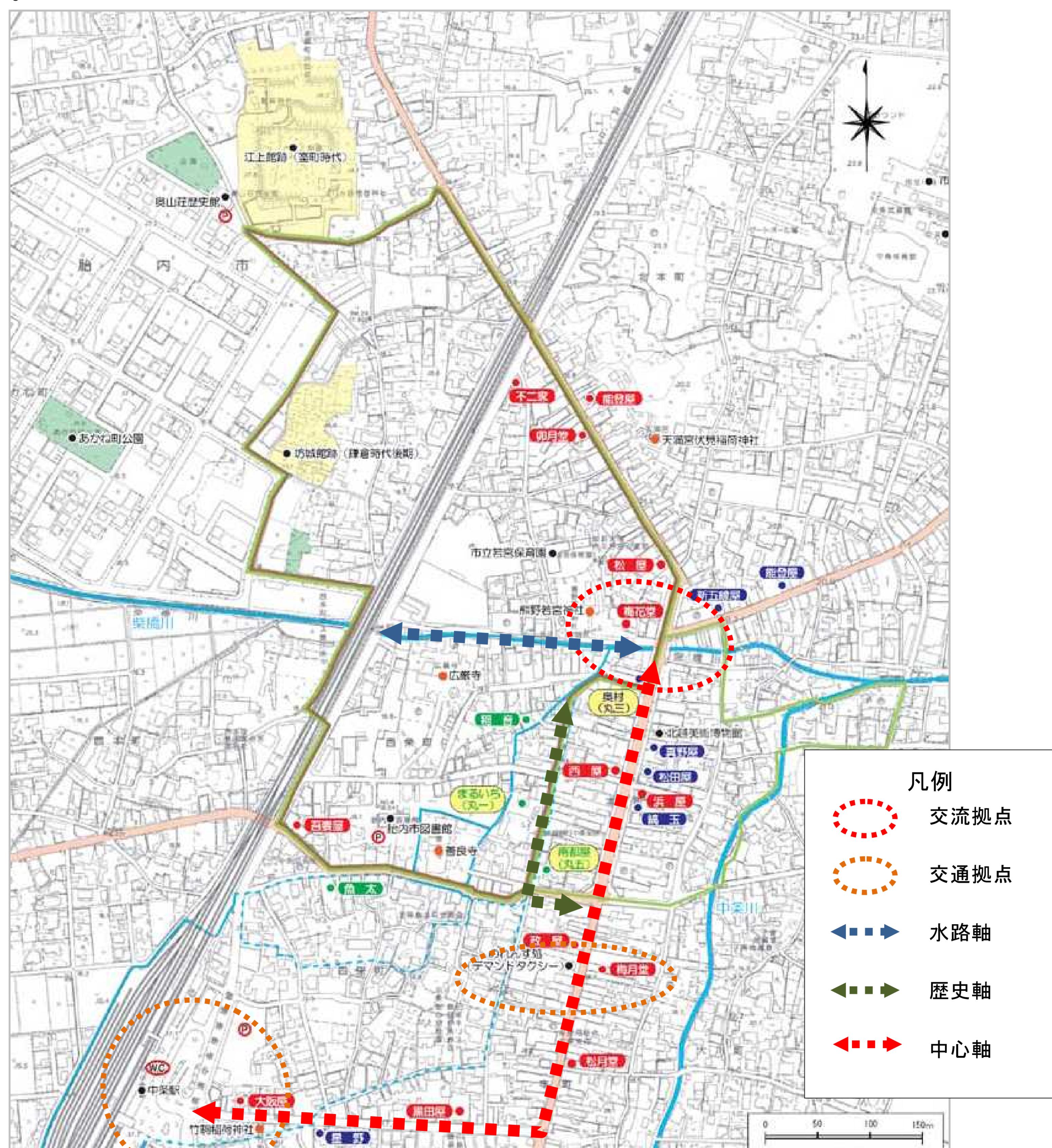


図4-7検討位置図

## ①水辺散策路整備構想（イメージ）

### a) 整備方針

- ・柴橋川の資源を活かし、身近に利用できる親水性の高い整備を目指します。
- ・柴橋川沿いの安全で快適な美観性の高い散策コースと位置付けた整備を目指します。
- ・まちなからしさを留める歴史的建造物や文化財の保護と保全を前提に、特徴ある印象的な景観の整備を目指します。  
(熊野若宮神社、防火水路取水口、休み石等)
- ・近隣の環境資源を高め、地域資産となり地域の活性化に繋がる整備を目指します。

### b) 整備内容（案）

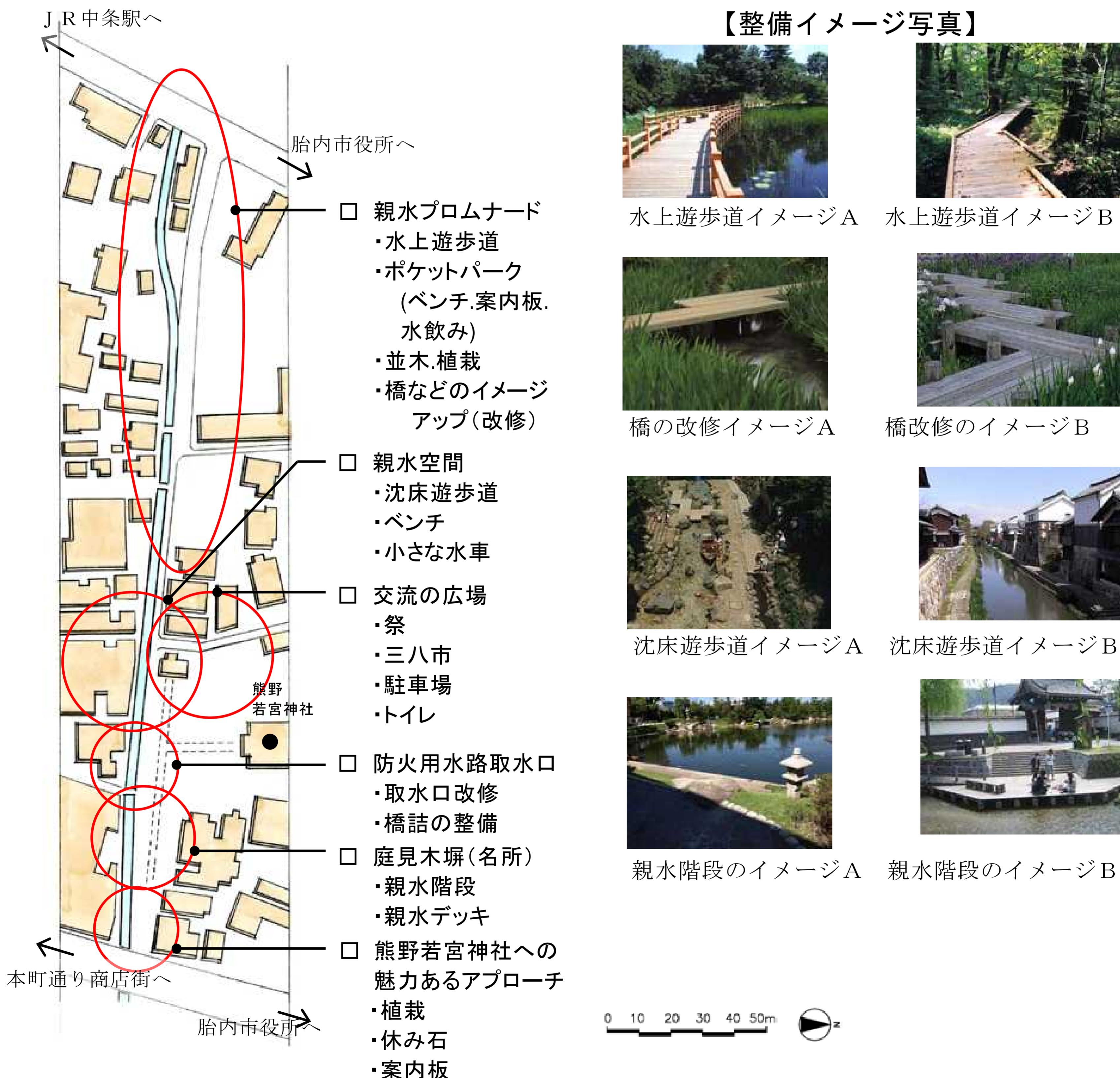


図4-8水辺散策路位置図



## ②歴史散策路整備構想（イメージ）

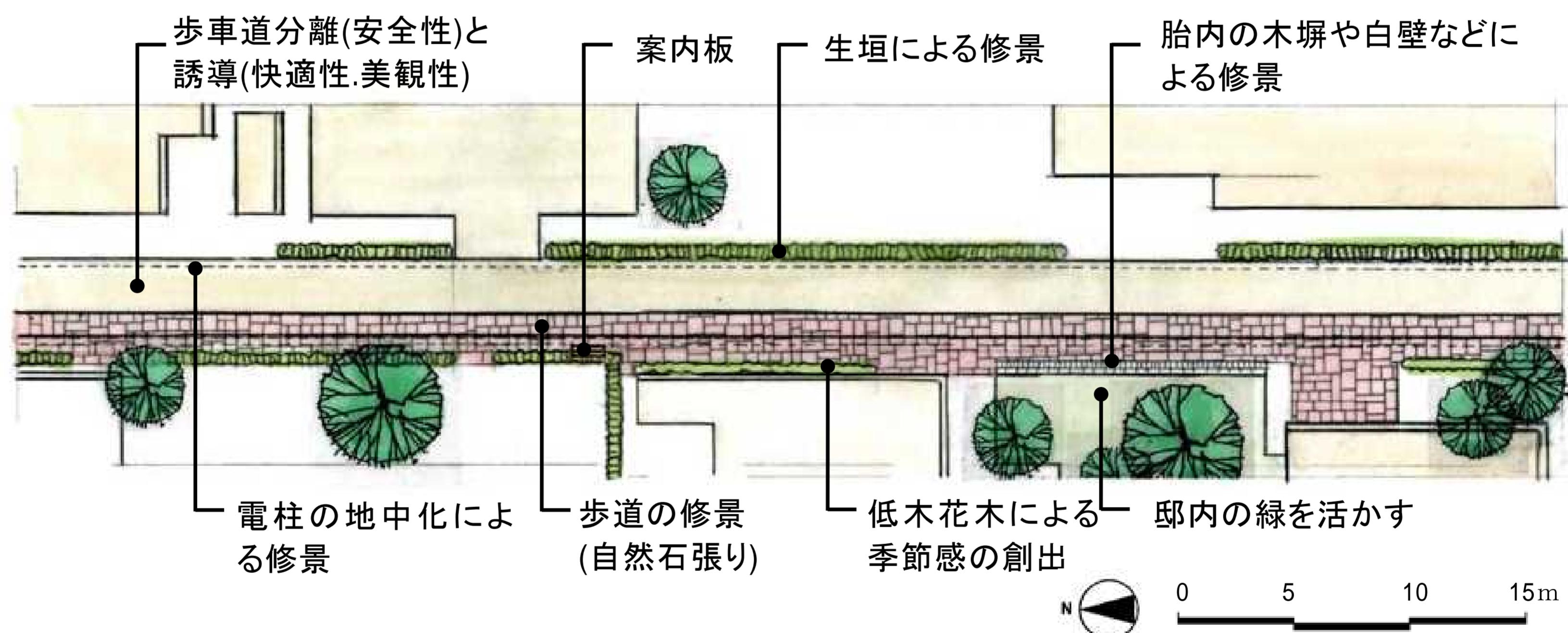
### a) 整備方針

- ・西栄町、本町周辺の歴史的建造物や文化財を位置付けた整備を目指します。
- ・安全で快適でまちなかの歴史を身近に実感することができる整備を目指します。
- ・まちなからしさを留める景観の保護と保全を前提に、歴史的景観を活かした整備を目指します。
- ・三八市、本町通りに連続し連体を勘案した整備を目指します。

### b) 整備内容（案）

- ・まちなかの歴史的建物の文化財登録を目指します。
- ・安全で快適に散策できる歩道の整備とともに、サインの整備を進めます。
- ・料亭、割烹の美術品や土蔵の見学などの一般公開に向けた検討を行います。
- ・料亭や割烹などでの昼食、軽食の提供や、三八市の食材を使った郷土料理の提供等について検討します。
- ・近接する胎内市図書館（歴史コーナー等）や北越美術館と連帶し立体的なまちなかの歴史の啓蒙について検討します。

### c) 整備イメージ



#### 基本コンセプト

- ・通りの良さと胎内らしさ、まちなからしさを引き立てる。
- ・生垣・植栽による美観性の創出と季節感の創出。

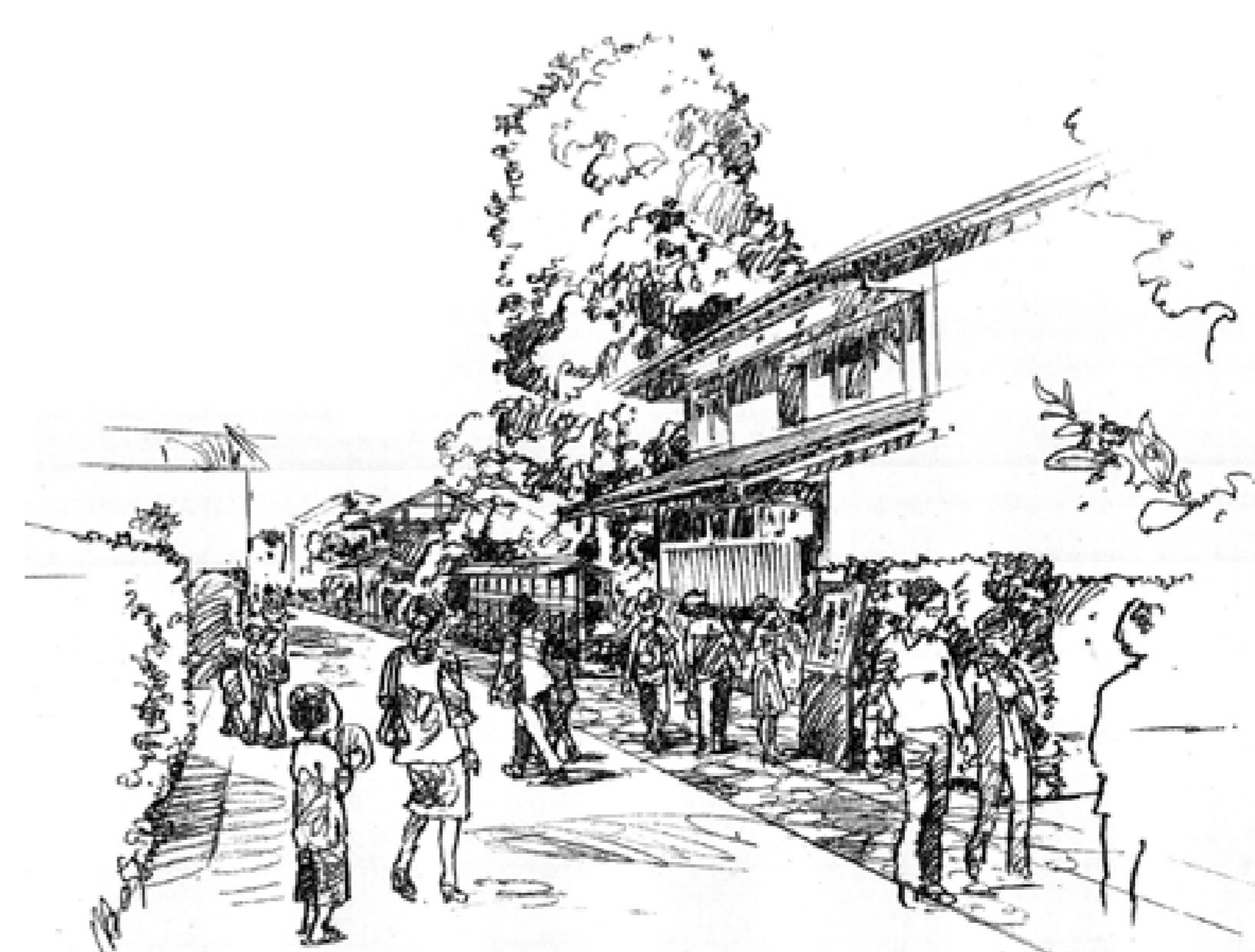


図4-10歴史散策路整備イメージ図

### ③中心軸整備構想（イメージ）

#### a) 整備方針

- ・JR中条駅—表町通り—一本町通り—熊野若宮神社に連続する安全で快適な街路（散策コース）の整備を目指します。
- ・商店街の資質を生かし、活性化のための新しい商業展開や取組みを位置づけた整備を目指します。
- ・歴史的建造物やかつての宿場町をイメージした歴史的景観を持つ街路（通り）の整備を目指します。
- ・これらの中心軸周辺のまちの魅力を向上させる取り組みにより、空き家空き店舗の活用による中心部への居住促進を目指します。
- ・今後は、地域コミュニティづくりとして地縁の再生を具現化する仕組み作りが不可欠であり、まちなかの拠点整備が必要になってくることが考えられます。

#### b) 整備内容

- ・歩車道分離や並木の整備を目指します。
- ・歴史的建造物（家屋根）等の伝統的な街並みの保護と保全を前提に、生活感やなつかしさの漂う美しい景観の街路整備を目指します。
- ・町家や醸造所の見学などの一般公開による観光展開を目指します。
- ・菓子店、飲食店のオープンキッチン化や、高齢者が身近に立ち寄れるオープンカフェ等の促進を目指します。
- ・交通拠点（のれんす処等）は、地域住民のコミュニティ形成の場として充実を目指します。
- ・市民参加や商店街の協力によるまちなかガイド、荷物預かり、トイレの提供、宅配便の手配など観光対応への積極的展開を検討します。（人のあたたかさや親切が伝わる観光展開を検討します。）

#### c) 整備イメージ

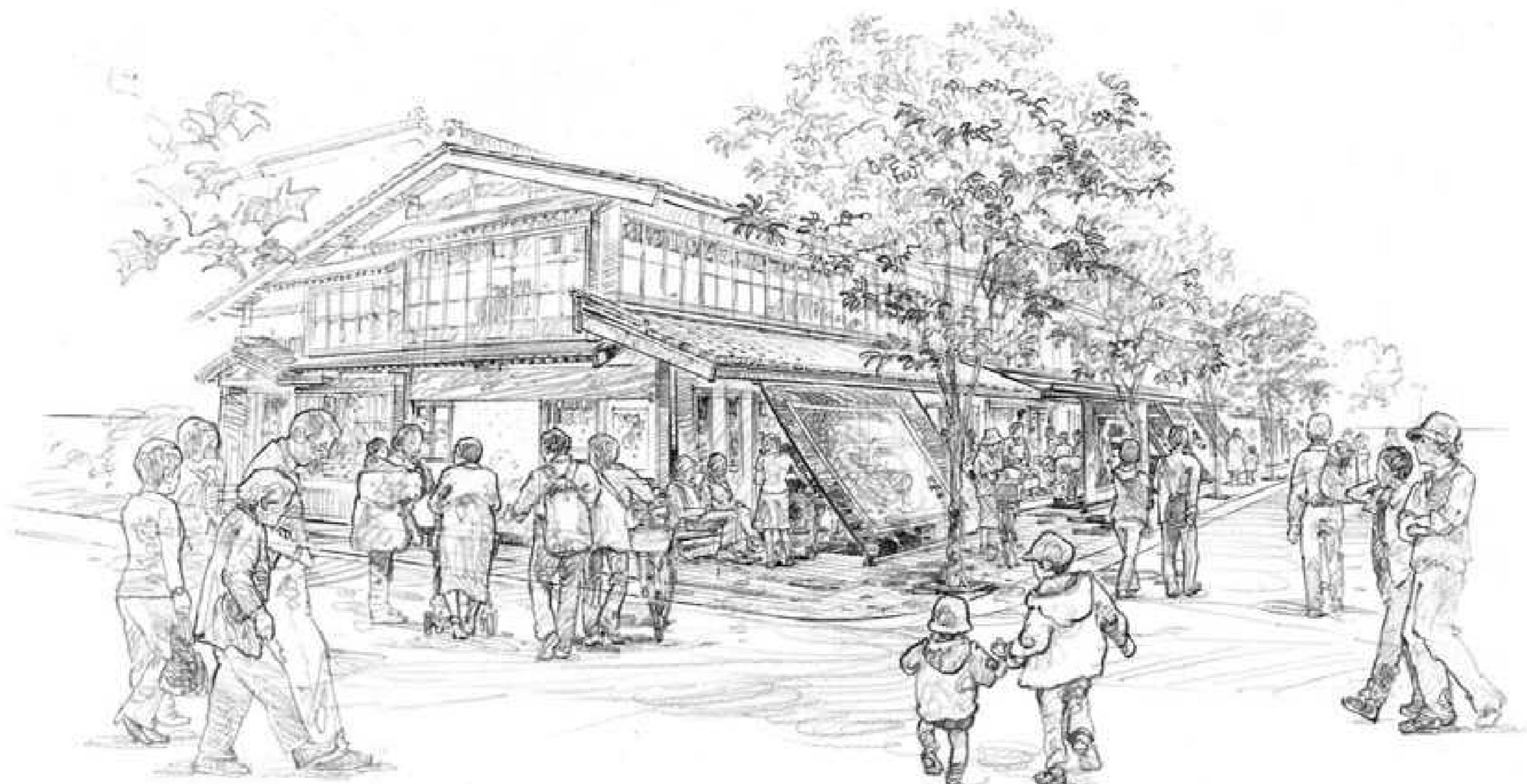


図4-11 中心軸整備イメージ図

## ●景観まちづくりの取り組み：H22 景観づくりモデル地区支援事業（新潟県）

胎内市では、史跡・町並などの歴史的景観や海岸・田園・山間部などの自然景観を守り育て将来に継承するための、まちづくりを目指しています。

### （1）目的

住民に景観に対する意識づけや興味づけをし、まちづくりに関わるきっかけをつくり、住民主体の景観ルールづくりを促進させるための事業を実施しています。

### （2）対象地区

中条地区 本町通り周辺

対象地区は、胎内市（旧中条町）の中心市街地に位置し、古くは米沢街道沿いの宿場町として栄えました。近世以降は、商業の街として栄え、近隣市町村の庄屋などとも付き合いが深く現在も、商店街として中条周辺の買い物エリアとなっています。

### （3）取り組み内容

#### ①まちなみライトアップの企画・実施

照明デザインの専門家をアドバイザーとして招き、まちなみライトアップイベントを実施します。

#### ②ワークショップのねらい

地域振興につながる景観的な取り組みを実践することで、地域の人たちが主体となる景観づくり・まちづくりのきっかけを創出します。

### （4）将来の目標

地域住民による景観づくりのための活動や歴史的景観を形成する建造物等の登録有形文化財の登録などを支援し住民の景観への意識向上を目指し、景観法を活用した地域独自の景観計画を策定するなど地域の個性を活かした景観づくりを推進していきます。

## 2) 胎内市の魅力向上（花いっぱい運動とチューリップフェスティバル）

胎内市と同じくチューリップを地域資源としている富山県砺波市との比較では、仕上株数が上回り胎内市は日本一を誇っていますが、品種が少ないとやPRが少ないことが課題としてあげられます。

今後は、開花時期だけでなく、年間を通じた取り組みやラジオ等のマスコミを利用したPRを行うとともに、案内サインの充実や観光施設へのメインルート化、駐車場の確保、景観整備等により魅力向上を図る整備を推進します。

表4-4チューリップ出荷量(平成20年度) (単位：万球)

地域	仕上株数	内訳	
		出荷球数	切花用
胎内市	1,163	672	491
砺波市	760	727	33

資料:胎内市－平成20年新潟県球根自主検査表(出荷球数)

平成20年新潟県産球根作付状況(仕上株数、切り花用)

砺波市－平成20年富山県花卉球根農業協同組合球根出荷実績

表 4-5 チューリップイベントの比較

地域	胎内市	富山県砺波市
開催回数	18回 (平成23年度開催により19回)	60回
開催日時	平成22年4月24日(土) ～5月5日(水) 午前8時30分 ～午後5時30分	平成23年4月22日(金) ～5月5日(木) 午前8時30分 ～午後5時30分
料金	フェスティバル協力金 大人100円	大人(高校生以上) 1,000円 小人(小中学生) 300円 シニア(65歳以上) 800円 小学生未満 無料
チューリップの数と種類	63品種 80万本	国内最多500品種 100万本
HP	胎内市HP <a href="http://www.city.tainai.niigata.jp/shisemo/tulipfesta/tulipfesta.html">http://www.city.tainai.niigata.jp/shisemo/tulipfesta/tulipfesta.html</a>	(財)砺波市花と緑の財団HP <a href="http://www.tulipfair.or.jp/fair/">http://www.tulipfair.or.jp/fair/</a>
面積	約5ha (長池公園を含まない面積)	約7ha (砺波チューリップ公園面積)
案内チラシ	<p><b>胎内市チューリップフェスティバル2010</b></p> <p>開催期間：4月24日(土)～5月5日(祝) 開催時間：午前8時30分から午後5時30分</p> <p>フェスティバル期間中、フェスティバル協力金(大人1人100円)にご協力をお願いします。 当協会は2,833,636円の協力金をいただき、チューリップ花壇整備に1,318,646円、直売所運営費に790,181円、フェスティバル運営費に328,700円を用意させていただきました。ありがとうございました。</p> <p>(資料:胎内市HP)</p>	<p>(資料:(財)砺波市花と緑の財団HP)</p>

### 3) 産業の振興

胎内市平野部には株式会社クラレ新潟事業所、水澤化学工業株式会社中条工場、株式会社日立産機システム中条事業所、JX 日鉱日石開発株式会社中条油業所等の工場が立地し、食品製造業も多く、胎内川の伏流水や豊富な地下水、天然ガス、人材を利点とした県北の工業都市として発展しています。

今後は既存産業の競争力を更に高め、高付加価値化が図られるように、基盤整備とネットワーク化を促進し、各企業の持つ資源の相互活用を進める等により新しい活力を生み出すとともに新潟中条中核工業団地への立地を推進し、雇用を促進するまちづくりを目指します。

#### 1. 胎内市総合計画での位置づけ

総合計画における産業政策は、活力と希望を生み、交流を育むまちとして以下を掲げている。

##### (1) 農・商・工業の基盤整備とネットワーク化を促進するまちづくり

農業基盤の整備、機能的な商業スペースの確保、工場誘致の推進に努める。

##### (2) 新しい活力を生み出す産業育成と雇用を促進するまちづくり

雇用の促進と安定化、観光事業と地域産業の連携(農商工連携)、商業の活性化、新産業の育成支援を推進する。

#### 2. 国の産業政策の動向

国の産業政策は従来の国土の均衡ある発展を目的とした工業再配置政策、地方拠点政策、地域産業集積活性化政策等から、今後はイノベーションを通じて競争力ある産業群を創出し、質の高い雇用機会を実現するとしている。

このため「科学技術創造立国」の実現に向けて、世界最高の技術革新等の拠点として国際競争力のある新商品やサービスを次々と生み出し、新しい価値を世界に発信していくため、IT革新による競争力強化、中小企業の経営力の向上等を促進し、地域資源を活用した新商品・新サービスの開発を支援するとともに地域を支える産業の活性化を図る方針である。(経済産業省:平成19年度の重点施策)

また、中心市街地活性化法や大規模小売店舗立地法の制定、都市計画法の改正などにより、地域の実状に応じた魅力あるまちづくりを進めようとしている。

#### 3. 新潟県の産業政策の動向

新潟県の産業政策は、新潟県「夢おこし」政策プラン(平成21年12月)によると、今、新潟県は分水嶺にあるとして市町村合併の影響、行財政改革と政策官庁への変革、県内経済の活力等の課題を指摘している。

これらの課題に対し、目指すべきシナリオとして行政の役割の明確化、国際的にも優れた企業への成長、魅力ある農林水産業の実現等を提示して自立した新潟県を目指している。

さらに、産業夢おこしプラン～将来への展望を切り開き地域経済の自立～として

(1)企業育成の推進では、製造業について県内企業による製品の「事実上の標準」の確立や販路拡大の支援を行い強み持った既存産業の競争力を更に高め、高付加価値化が図られるよう支援する。

(2)魅力ある農林水産業の実現では、産業として成り立つ農林水産業の展開を推進し、日本の食の発信基地としてブランド化の確立、多様な販路の開拓、加工食品の積極提案等による県産農産物の消費等を促進するとしている。

#### 4) その他の取り組み（農商工連携）

農商工連携とは、地域の特色ある農林水産物、美しい景観など、長い歴史の中で培ってきた貴重な資源を有効に活用するため、農林漁業者と商工業者がお互いの技術やノウハウを持ち寄り、新しい商品やサービスの開発・提供、販路の拡大等に取り組むものです。胎内市は、次の事業を行っておりこれをステップとして、農家や米粉専門の製粉工場、中心市街地等の菓子店や飲食店、行政（商工観光課、農林水産課等）と連携した取り組みが不可欠です。

今後は、これら商品の販路の多様化を進めるため、観光施設での販売やまちなかの空き店舗を利用した販売を検討するとともに、米粉を積極的にPRする活動等を行う商店街の活性化やまちなかの拠点整備について検討します。

##### ①平成21年度地方の元気再生事業（平成22年3月）

地方の元気再生事業の特産品開発では、4回のワークショップを開催し、新しい商品の開発を行いました。検討の中では、胎内市で取れる素材の中からやわ肌ネギを抽出し、ネギ商品のアイディア出しや試作を行いました。



写真 4-2 米粉とネギを使用した試作品

【ネギ酢漬け・ピクルス】 【ネギしょうゆ】



図 4-12 ネギ商品イメージ図

##### ②地域共創ビジネス支援事業（平成22年度実施中）

胎内市の菓子店や飲食店、一般市民の参加のもと、胎内市の「食」を通じた地域活性化のための会議として“たいない「食」のわいわい会議”を立ち上げ、米粉を使ったご当地グルメの開発を始めました。

新ご当地グルメ たいない 米 米(べえべえ)



- ①中国、雲南省のファーストフード「ばーばー」をヒントに生まれました。
- ②生地は米粉と水、塩などを良く混ぜてタダ焼くだけ。たいない産の黒豚、野菜などをはさんで出来上がり
- ③納豆やカレーなど、ご家庭のおかずをはさめば、オリジナルべえべえも簡単。



写真 4-3 米米(べえべえ)試作品

#### (4) リーディングプロジェクト

胎内市は、鉄道により地理的に分断され東西の交流に課題が残るとともに、かつて宿場町として栄え、まちなかの魅力ある建物が多く残されているにも関わらず、その保存方法や活用の方策が課題となっています。そのため、東西の交流を促進する中条駅西口広場整備と建物の保存・活用を促進する水辺散策ルート・歴史景観ルートをリーディングプロジェクトと位置づけ優先的に整備を進めます。

##### 1) 交流拠点の充実①（中条駅西口広場整備）

###### ①整備概要（案）

鉄道を挟んだ西側に新たに整備された住宅地の住民や医療福祉拠点の利用者への対応、東西の交流促進のため中条駅西口広場整備を推進します。

中条駅西口広場整備（案） (全国都市再生モデル調査検討内容)	
1.	自由通路 W = 6 m
2.	駅前広場
• バス施設	• タクシー施設
• 一般車駐車場	• パーク&ライド施設
• 駐輪場	• 多目的広場
3.	商業施設等
4.	その他
	• まちなか住宅等

###### ②中条駅西口広場整備に伴う将来対応の必要性

###### ②-1 スプロール化の現状とその加速

中条駅西口は、既に住宅地やアパート等が立地され、スプロール化現象が始まっています。また、中条駅西口広場の整備により、周辺の土地の価値が高まりさらにスプロール化現象が進展することが予想され、その対策が必要です。

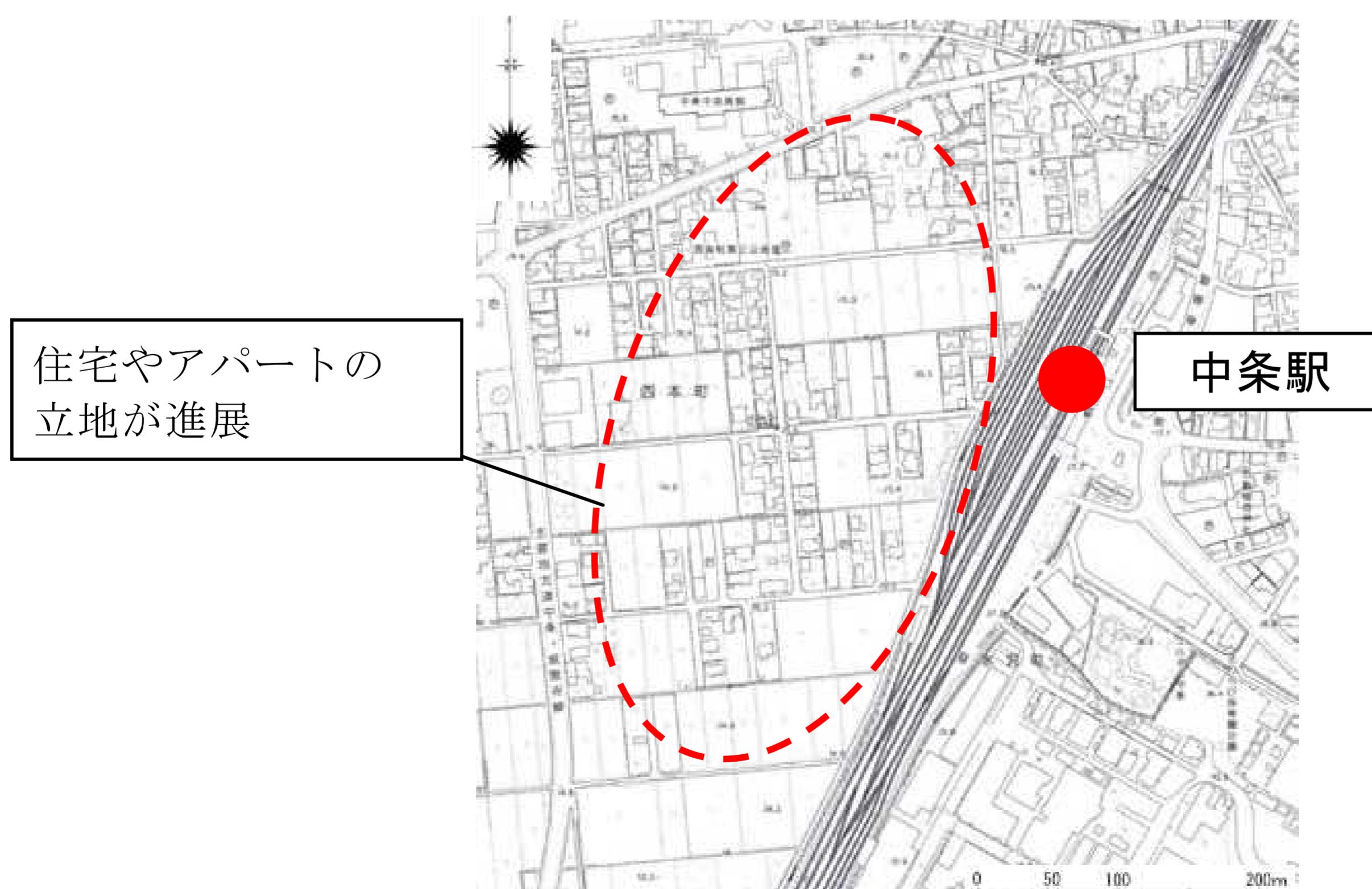


図4-13 中条駅西口現況図

### ③対策事例（地区計画の適用）

中条駅西側は将来必ずや「まちの顔」となる重要なエリアといえます。そのため、それを防ぐスプロール化の対応策としては、地区計画を活用して地区に必要な都市施設の配置を定めたり、環境の悪化を招くおそれのある建物を規制することが考えられます。

#### ○地区計画の構成

- ①地区計画の目標:どのような目標に向かってまちづくりを進めるのかを定めます。
- ②地区計画の方針:地区計画の目標を実現するための方針を定めます。
- ③地区整備計画:まちづくりの内容を具体的に定めるものであり、「地区の方針」に従つて、地区計画区域の全域又は一部に必要に応じて道路、公園、広場などの配置や建築物等に関する制限などを詳しく定めます。

#### ○地区整備計画で定める内容

##### ①地区施設の配置及び規模

道路、公園、緑地、広場などを地区施設として定めて確保することができます。

##### ②建築物やその他敷地などの制限に関すること

- |                   |                       |
|-------------------|-----------------------|
| ア. 建築物等の用途の制限     | カ. 壁面の位置の制限           |
| イ. 容積率の最高限度又は最低限度 | キ. 工作物の設置の制限          |
| ウ. 建ぺい率の最高限度      | ク. 建築物等の高さの最高限度又は最低限度 |
| エ. 建築物の敷地面積の最低限度  | ケ. 建築物等の形態又は意匠の制限     |
| オ. 建築面積の最低限度      | コ. 垣又はさくの構造の制限        |

##### ③その他、土地利用の制限

現存する樹林地、草地などの良い環境を守り壊さないように制限することができます。

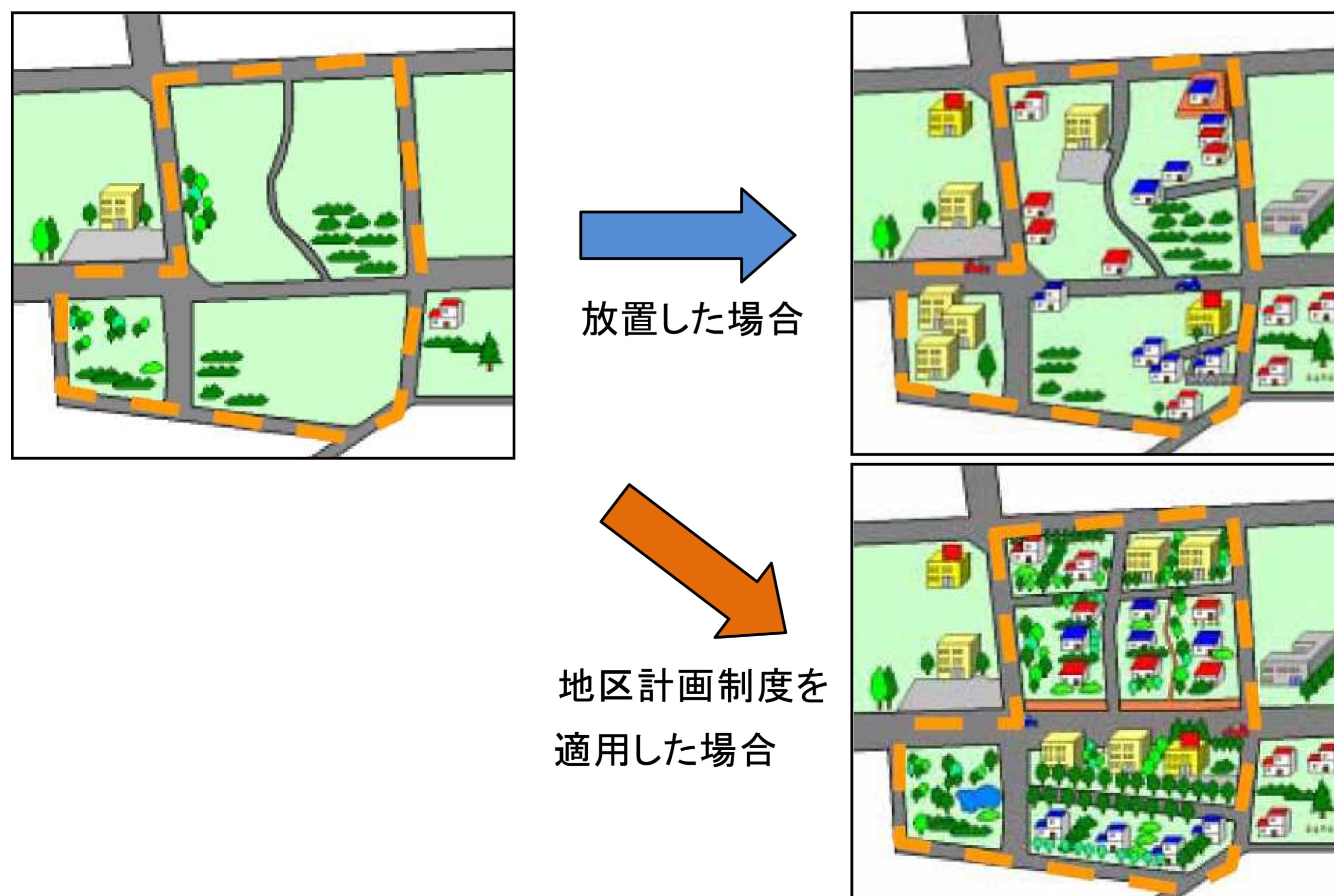


図4-14地区計画制度適用のイメージ図

資料:新潟県の都市計画(平成20年3月)

## 2) 水辺散策ルート・歴史景観ルートの整備

まちなかを流れる柴橋川を散策路として整備を推進します。また、本町周辺の歴史的建造物を登録有形文化財として登録しネットワーク化を図るとともにそれらを活かした景観づくりを進めます。

### ①水辺散策ルート

水辺散策ルートの整備イメージは、次の通りです。

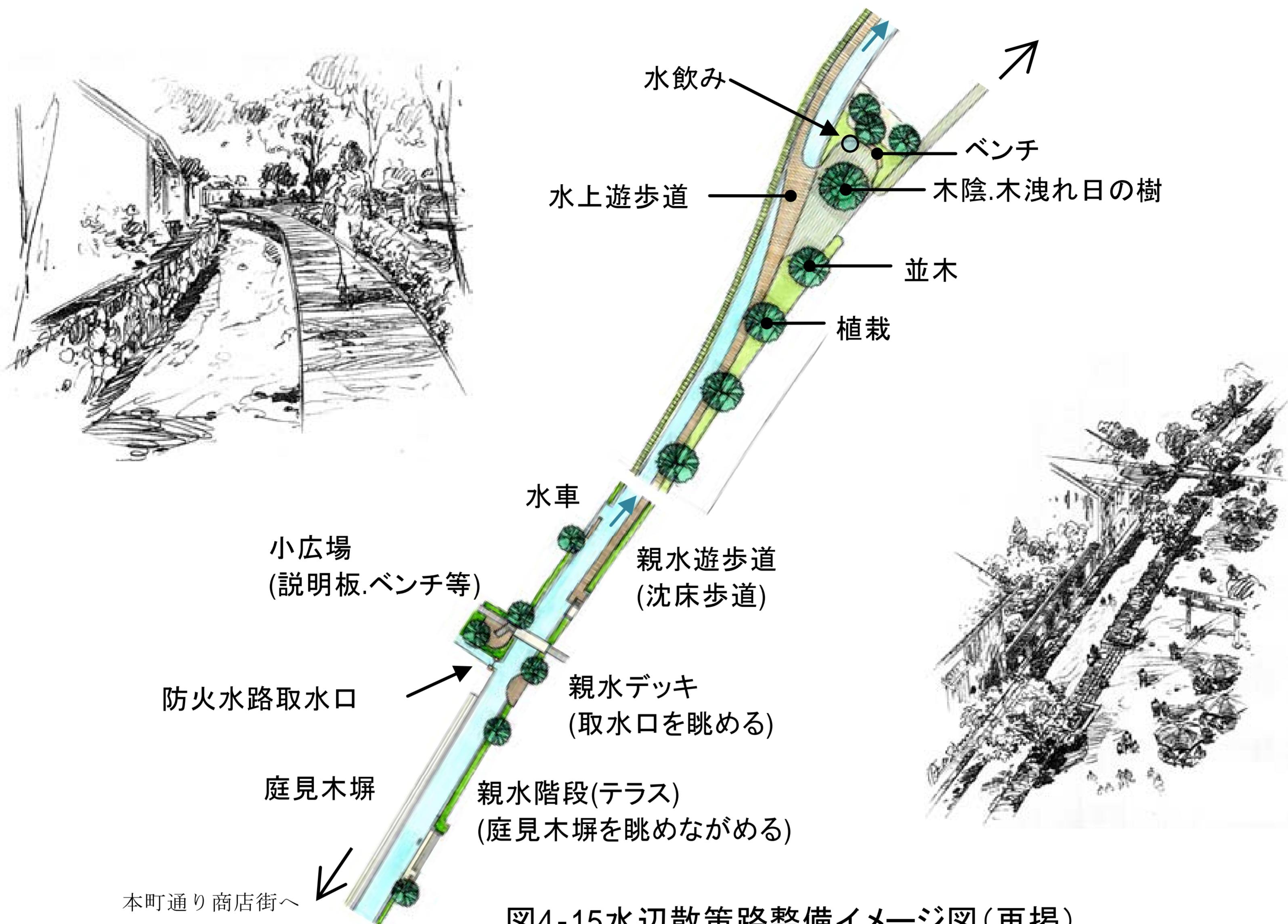


図4-15水辺散策路整備イメージ図(再掲)

### ②歴史景観ルート

歴史景観ルートの整備イメージは、次の通りです。

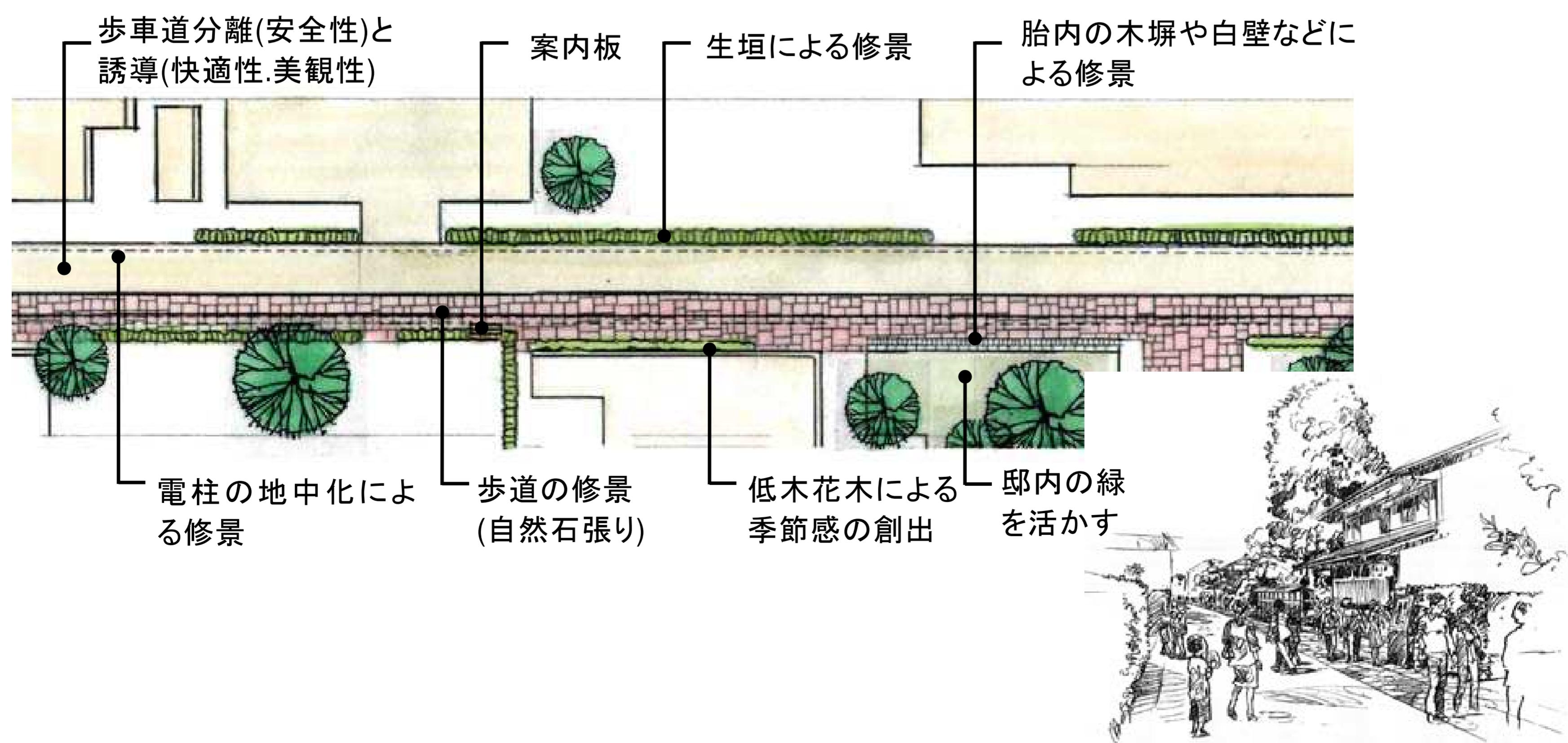


図4-16歴史散策路整備イメージ図(再掲)

### ③推進方策（景観計画の策定）

水辺散策ルートや歴史景観ルートの整備を推進するとともに、登録有形文化財候補の選定や景観資源を整理し、景観形成方針の基本を定めた景観計画の策定を進める必要があります。次に、景観計画の策定フローを示します。

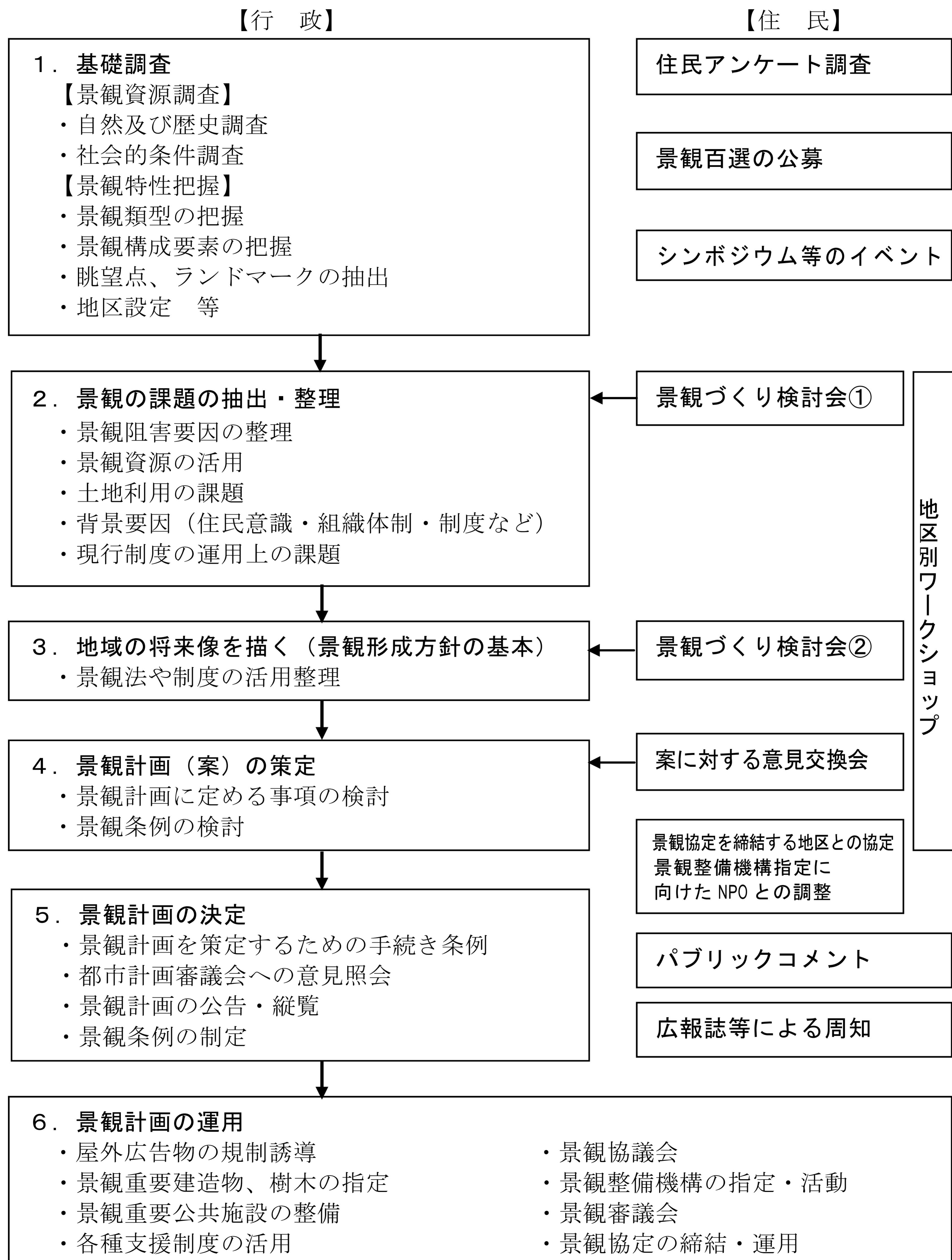


図4-17 景観計画策定の流れ

資料: 景観計画策定の手引き  
(平成20年9月:新潟県)

## (5) まちづくり組織イメージ

まちづくり組織は、海辺エリア（築地・乙地区）、まちなかエリア（中条地区）、山裾エリア（黒川地区）でそれぞれ約10名程度で結成を目指します。構成は、市民、NPO等、企業、漁業協同組合、商工会・商店会、観光協会、農業団体、大学、行政等とします。

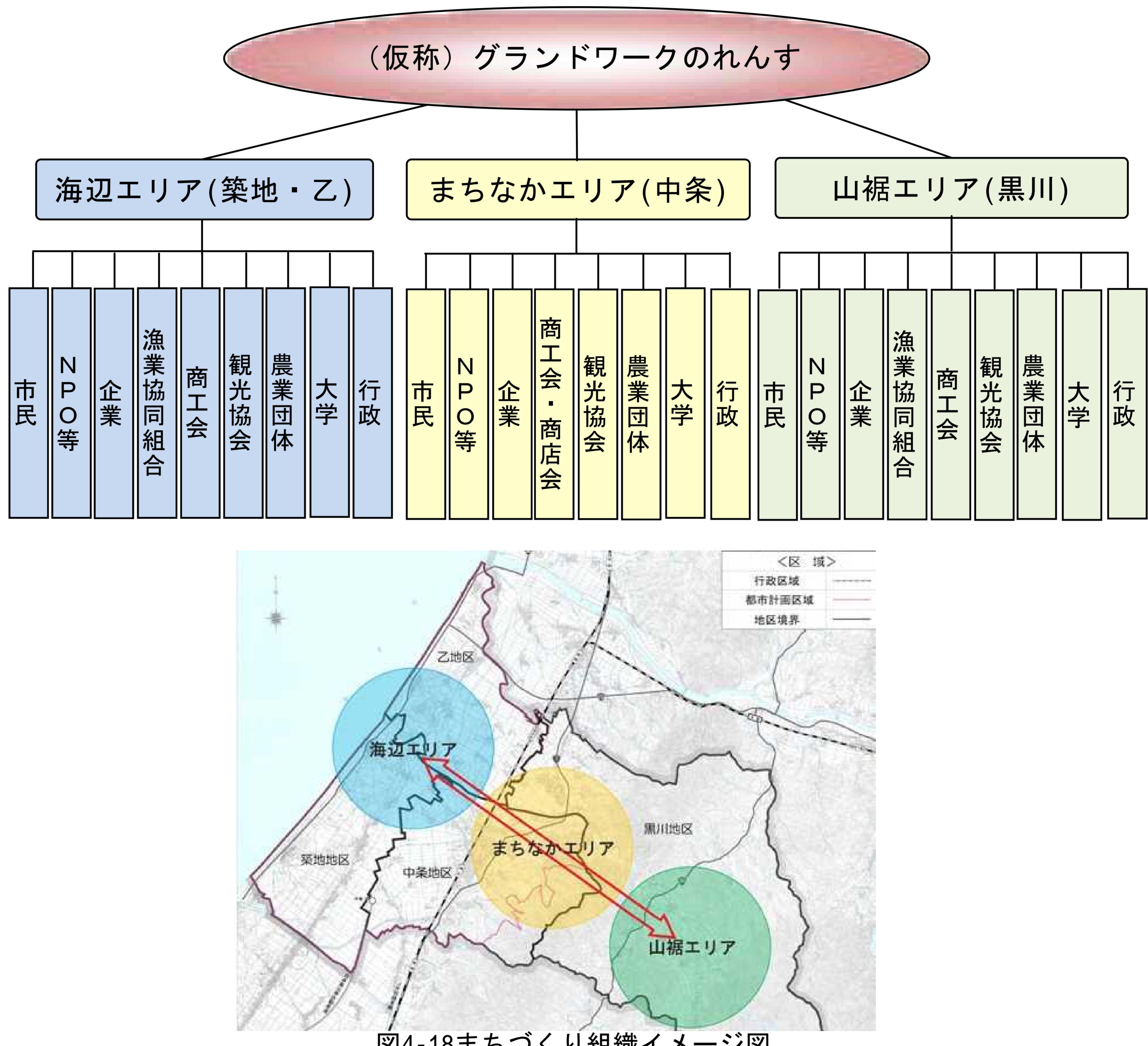


図4-18 まちづくり組織イメージ図

### 【H21年度地方の元気再生事業での地域活性化協議会（仮）設立に関する意見】

山裾エリア：胎内市と連携を行い、ぜひとも組織を設立したい。

まちなかエリア：平成22年度以降も、今回のメンバーを中心として組織の一本化を目指し、活動を進めて行きたい。

海辺エリア：山裾、まちなかの各エリアとのつながりを持った組織にしたい。

**まとめ：**今後の方向性として、各エリアの活動メンバーは組織を一元化し、地方の元気再生に向けた取り組みを継続することを希望。

(事例)

## グランドワーク活動

### 【目的】

住民・企業・行政のパートナーシップによる  
地域の環境改善を通じて、持続可能なコミュニティの構築を目指す

### ■グランドワークの特徴

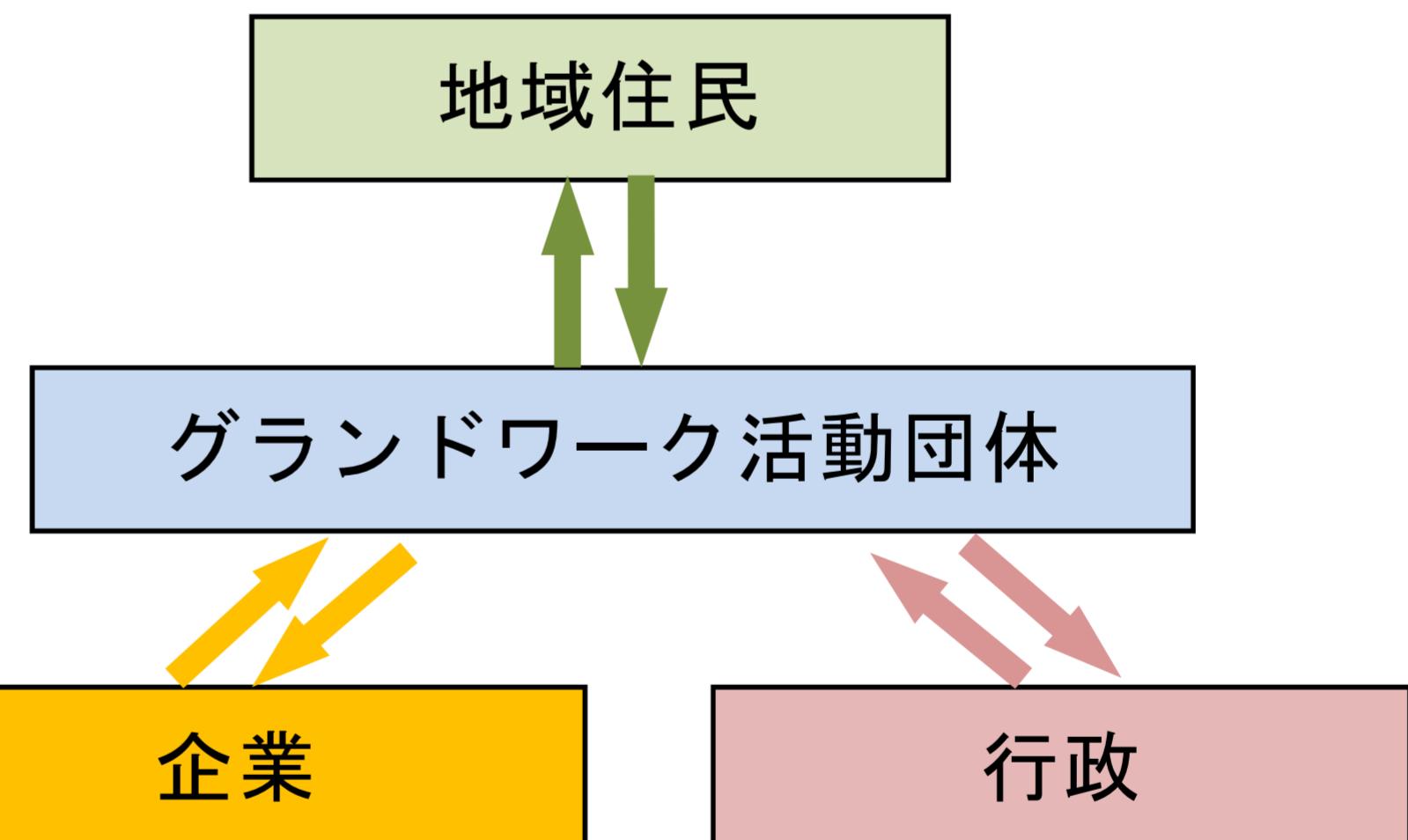
グランドワークは、地域の再生と活性化に向けて、住民・企業・行政といった多様な地域主体とパートナーシップを形成し、地域の力を結集させ、豊かな資源を掘り起こし、それを活かしつつ継続的に地域環境の改善に取り組んでいます。

グランドワークが取り組む様々な活動は、“住民のため”“地域のため”そして“繁栄のため”に、地域固有の特性をふまえながら、みんなで知恵を出し合い、それぞれの力を十分に発揮できる“パートナーシップ型のプロジェクト”を企画し実践しています。

### ■グランドワークのパートナーシップ

住民・企業・行政などがグランドワーク活動団体と連携することにより、それぞれが得意とする分野で協力し、地域のために貢献することができます。専門性を備えたグランドワーク活動団体は、地域活性化に向け、最も効果的な方法を導き出し実践します。

地域住民・企業・行政が連携し活動を実践する組織が形成されることにより、地域の環境改善が継続的に行われ、結果的に持続可能な地域社会が実現します。



### ■日本でのグランドワークの取り組み

日本では、1990年代に静岡県三島市や滋賀県甲良町、福岡県福岡市などで、住民のボランティア活動として、英国にならったパートナーシップ型での地域環境改善活動が始まりました。

現在では、このような取り組みが全国各地に広がり、それぞれの地域の課題に対応し、多くの地域主体とパートナーシップを組みながら、「身近な自然や生態系の保全」「河川整備や手作り公園整備」「環境教育」「障害者の社会参加支援」「コミュニティビジネス」など地域の活性化に向けた活動を展開しています。

## (6) 実現化に向けた手法事例

以下の支援や制度を活用した整備が考えられます。

### ①住民参加型まちづくりファンド（財団法人民間都市開発推進機構）

住民参加型まちづくりファンドは、資金を地縁により調達し、住民等によるまちづくり事業の助成を行う「まちづくりファンド」に対し、財団法人民間都市開発推進機構が資金拠出による支援を行い、住民参加型まちづくりの推進を支援するものです。

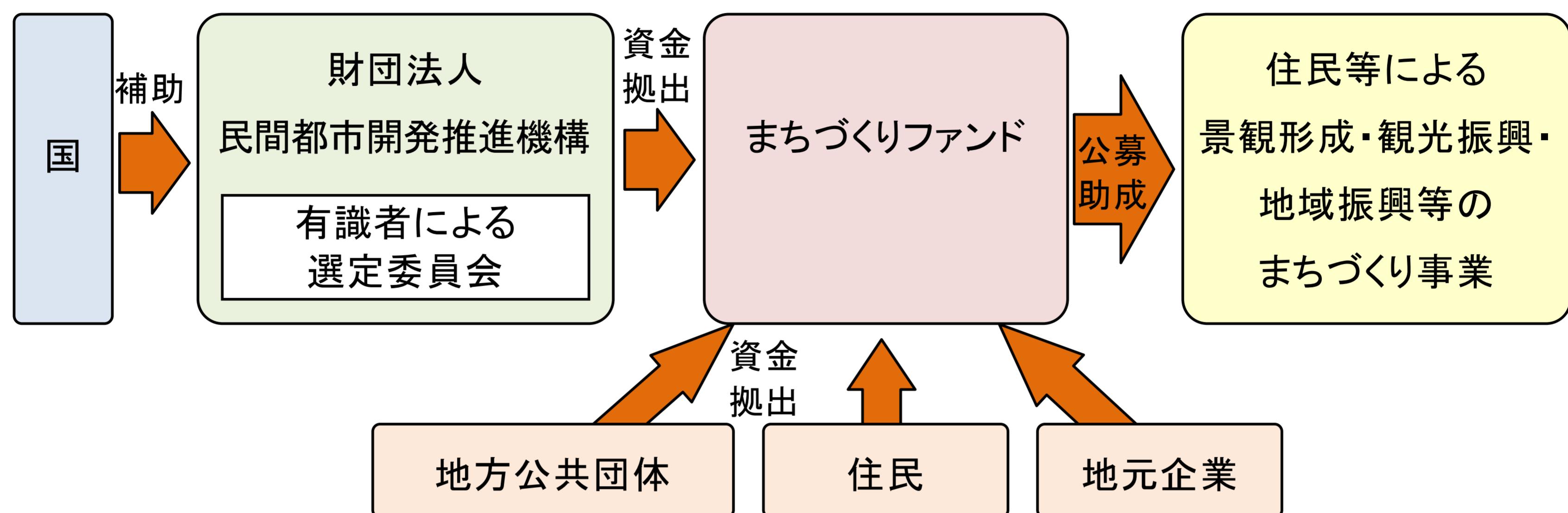


図4-19業務の概要図

### (事例)

公益信託にいがたNPOサポートファンド

団体：新潟県

基金の額：当初の信託財産として、県が1,000万円を拠出。その後2年間にそれぞれ1,000万円を拠出し、合計3,000万円の基金を積み立て予定。  
併せて、県民、企業からの寄付金を募り、基金の充実を目指します。

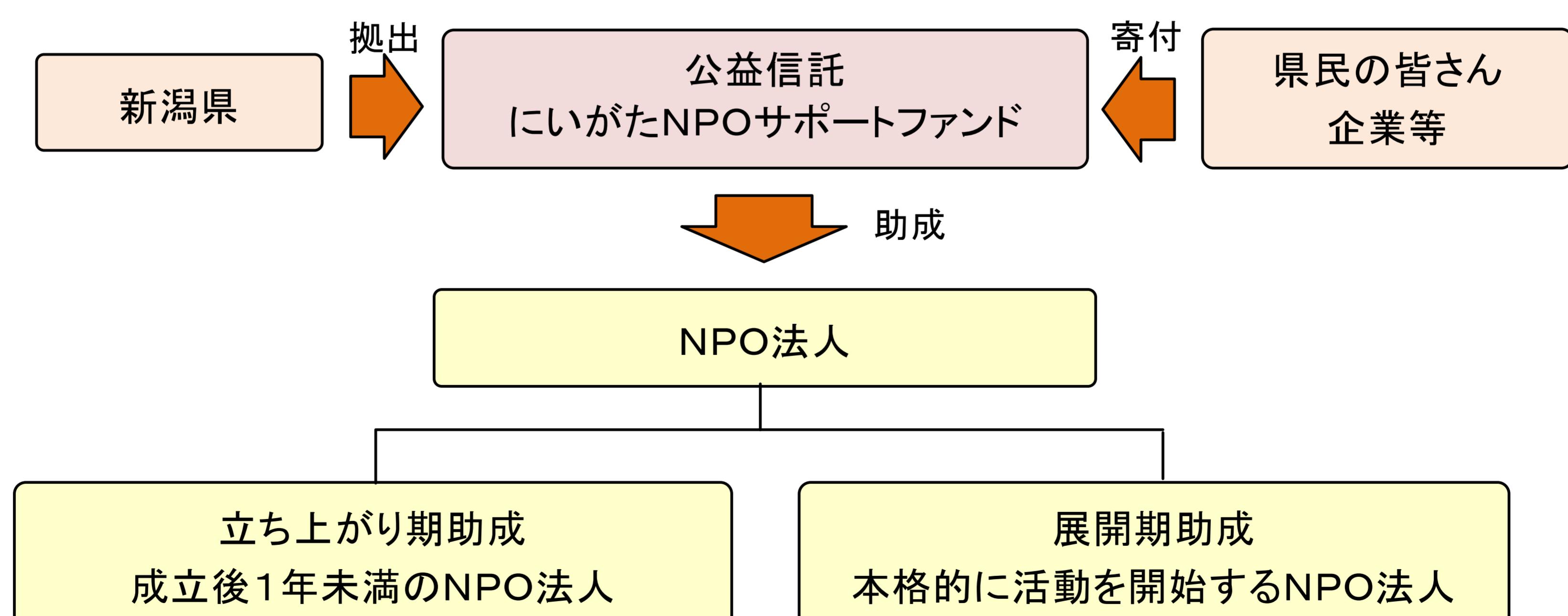


図4-20にいがたNPOサポートファンド仕組み図

## (7) 他流域圏等との連携

胎内川での山裾、まちなか、海辺エリアでのそれぞれの活動や各エリアの交流を深め、地域が一体となった取り組みを進めます。また、これらの取り組みの考え方や優良事例を他流域圏やグランドワーク活動団体と情報交換し、課題解決や地域活性化に繋げていきます。

### ①他流域圏との連携

流域圏の持続的な利用と健全な水循環系の回復を可能とするため、流域及び関連する水利用地域や氾濫原を流域圏としてとらえ、その歴史的な風土性を認識し河川、森林、農用地等の各々の役割に留意しつつ、総合的に維持管理等を行う必要があります。

日本各地では、流域圏での環境保全、再生を目指した活動が行われています。

(活動団体)

- ・琵琶湖・淀川流域圏連携交流会
- ・伊勢湾流域圏再生ネットワーク

### ②グランドワーク活動団体との連携

各地で取り組まれているパートナーシップ型の活動は、それまでの行政に対する依存体質や住民意識の低下、地球環境の悪化などの様々な課題をみんなで見つめ直し、お互いが対立するのではなく、対等な立場で強調を図り、協力しながら住民自らが行動することで地域を再生し活性化することに成功しています。

(活動団体)

- ・NPO法人グランドワーク三島（静岡県）
- ・NPO法人北海道グランドワークトラスト（北海道）
- ・NPO法人グランドワーク寒河江（山形県）
- ・グランドワーク甲良（滋賀県）
- ・NPO法人グランドワーク福岡（福岡県）

取り組みスケジュールを、次に示します。

表 4-6 スケジュール

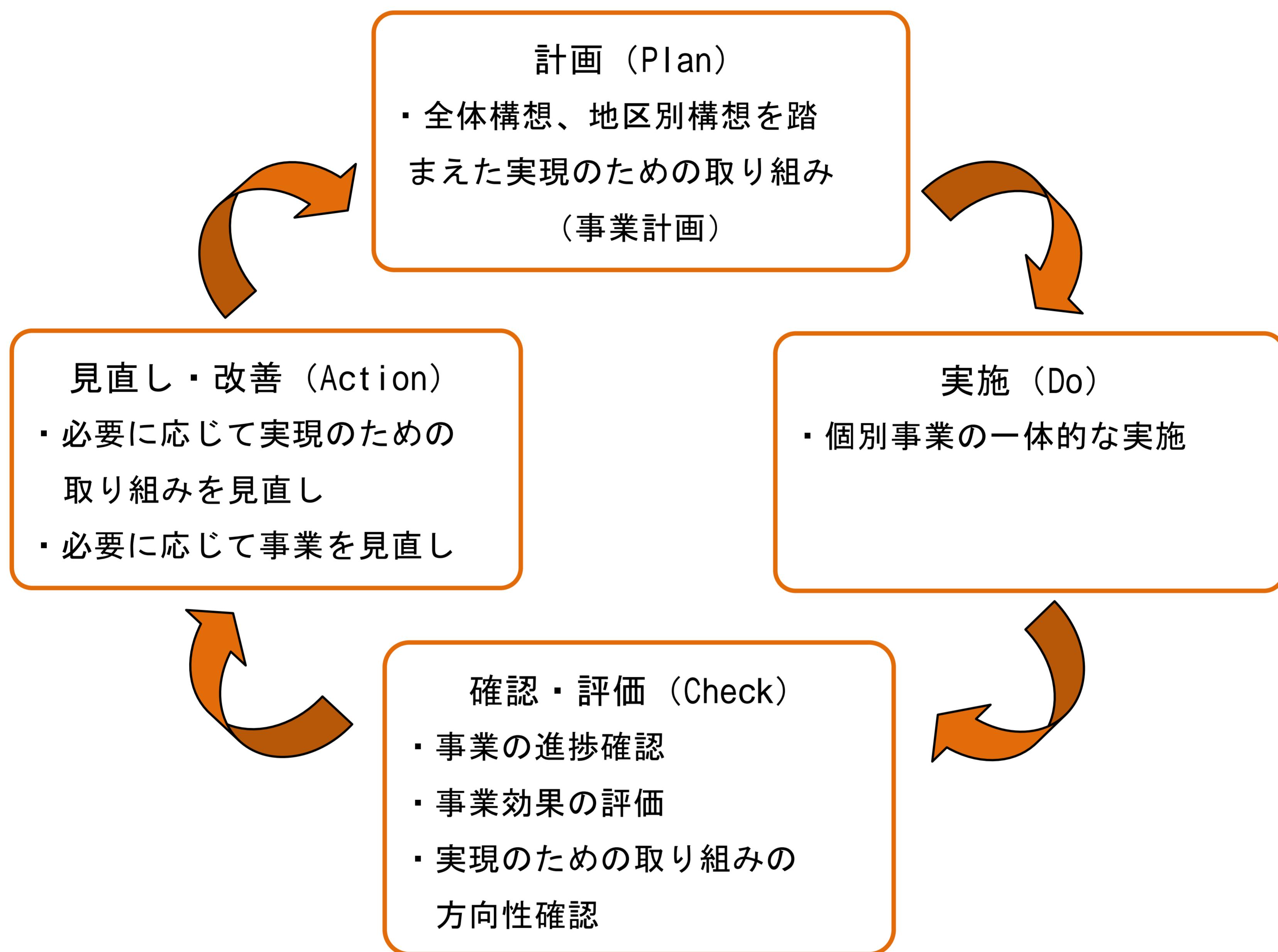
		短期	中期	長期
胎内市内での取り組み	組織結成			
	各事業の実施			
他流域圏等との連携	シンポジウム等			

## 4. 都市計画マスタープラン（まちづくり基本計画）の運用

### （1）P D C Aによる進行管理

都市計画マスタープランの全体構想、地区別構想で示す将来像の実現のため、個別事業の実施にあたり「P D C Aサイクル」を適用し、都市の持続的な発展を図ります。

P D C Aサイクルは、全体構想、地区別構想を踏まえ、実現のための取り組み（＝Plan）に対応する個別事業の一体的な実施（＝Do）、適宜事業の進捗や効果の確認・評価（＝Check）、を行い、必要に応じ実現のための取り組みや個別事業の見直し、改善（＝Action）を行います。



### （2）都市計画マスタープランの見直し

まちづくりは、長期的な視点で進めていくことが必要であることから、本計画の目標は、平成42年（2030年）となってますが、社会情勢の変化や都市をめぐる課題の変化に必要に応じて対応することが求められます。

そのため、状況の変化に応じて柔軟に見直しを行います。